

平成29年9月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福祉課長	山下正己	児童課長	大木弘己
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	商工観光課長	大河内博
土木課長	伊藤仁史	下水道課長	小笠原己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	図書館長	山田淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	土方康寛
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。13番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、次期学習指導要領で示されたコンピューターのプログラミング教育及び教育における集中力アップの施策について質問をいたします。

ことし3月の学習指導要領の改訂を受け、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されます。小学校は平成32年度、中学校では33年度から新学習指導要領に基づいた教育課程が全面実施されます。新たな学習指導要領では、何を学ぶか、どのように学ぶか、何ができるようになるか、そして主体的・対話的で深い学びを通して、みずから学び、考える力の育成を今まで以上に進化させることを重視しています。

本年6月議会において、学校教育のICT推進について質問をさせていただきました。市におかれましては、平成29年度は各校のパソコン教育の機器40台をデスクトップ型からタブレット端末に更新するとともに、無線LAN環境の整備であったり、また電子黒板も各校1台ずつの増設、そしてデジタル教科書の活用や学習ソフトを利用した授業など、教育環境の充実に向け、大変に御尽力をいただいております。

そこで、初めにお伺いをいたします。

現在、各校におけるパソコン教室での授業はどのような内容で行われているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） おはようございます。

先ほどの質問にお答えいたします。

市内の小・中学校には、40台のパソコンを設置した教室を一部屋ずつ整備しています。授業内容でございますが、小学校低学年では簡単なソフトを利用して入力の基本操作になれさせること、また中学年では絵地図の作成などを通してファイルの保存や呼び出し方、ワープロソフトでのローマ字入力作業や、インターネットを使い、市のホームページにアクセスしたりするとともに、情報モラルを学びます。高学年ではプレゼンテーションソフトによる作品づくり、電子メールの基本操作やネットを活用した情報収集により学習や生活に役立て、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を養っています。それぞれの学年、発達段階に応じた学習課題への関心・意欲を高め、豊かな感性を引き出す工夫をしております。

中学校においては、技術科の授業を中心に情報の単元として学びます。また、数学や理科でも視覚に訴えた授業として、総合学習の調べ物として、その他多くの議会でパソコン教室が利用されております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） このたびの小学校学習指導要領に示されているプログラミング教育の改訂のポイントの一つとして、総則、算数、理科などでその扱いが示されております。平成28年12月21日の中央教育審議会答申では、各小学校においては、各学校における子供の姿や学校教育目標、環境整備や指導体制の実情などに応じてプログラミング教育を行う単元を位置づけていく学年や、そして評価などを決め実施していくことを求めています。

今後、インターネットで瞬時に世界の情報が手に入る時代がさらに加速をし、今までの考え方では対応し切れない状況がすぐそこに迫っております。将来を担う子供たちが受動的に情報を得るだけではなくて、その情報を活用して、みずからの発想を生かして活動しやすいプログラミングをつくり上げていくなど、能動的に生きていく力を身につけていくことが必要となり、将来、コンピューターにしっかり指示できる技術やプログラミングのスキルを身につけるなど、そうした人材をふやす必要があると思われまます。

欧米では既に、自分の考えを表現する手段として小学校からプログラミング教育が必修化されており、日本は世界的に見ればおこなっている実情であることから、文科省より本年3月に新学習指導要領が公示をされ、プログラミング教育の必要性が示されました。具体的には、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考を身につけるための学習活動を実施することが明記されています。

そうした中、千葉県柏市は必修化に向けいち早く、今年度から市立小学校全42校の4年生を対象に、総合的な学習の時間を充ててプログラミングの授業を実施されています。児童が取り組むのはプログラミングと呼ばれるコンピューターを動かすための命令を入力する作業であって、授業ではまずスクラッチと呼ばれるプログラミングソフトの基本操作を学ぶために市が作成した動画を視聴し、その後、ICT指導員のアドバイスを受けながら実際に入力作業を始めるもので、最初の課題は画面上で猫のキャラクターを動かすことで、前に進む、また壁にぶつかったら方向を変える、そして足を交互に動かすなど、命令を少しずつふやし、猫が歩いて左右の壁にぶつかって方向を変えるという動きを繰り返すプログラムを完成させるものです。課題に夢中になって挑戦する児童たちからは、「できたよ」「おもしろい」と歓声上がるほど充実した授業が行われているそうです。

プログラミング教育では、そうした道筋を立てて正確に伝える能力、つまり論理的思考力を身につけることができるとされています。将来の少子化であったり就職先が減少していくという傾向にある中、しっかりとした日本を支える子供たちを育てるためにも、もっと踏み込んでこのプログラミングを考える必要があると思います。

そこでお尋ねをいたします。

市としまして、今後、必修化に向け、このプログラミング教育をどのように行っていくのか、教育委員会の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） 小学校のプログラミング教育についての御質問にお答えいたします。

まず、必修化されるプログラミング教育はどの教科で学習されるのかについてですが、小学校におけるプログラミング教育について文部科学省は平成32年度から次期学習指導要領に盛り込む方向で、その目指すところは論理的思考と主体的想像力を発揮して何かに取り組む能力の育成となっています。

具体的には、先ほど議員のほうの発言にもありましたが、子供たちがコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができるという体験をする中で、身近な生活でコンピューターが活用されていることや問題の解決には必要な手順があることを理解させるものがあります。また、各教科で育まれる思考力を基盤としながら、基礎的なプログラミング的思考やコンピューターの働きを自分の生活に生かそうとすることを身につけるものであります。

学習する教科としては、総合的な学習、理科、算数、音楽、図画工作などが考えられ、例えば総合的な学習では学びの本質である探究学習、理科では事象について問題を見出し、より妥当な考えを導き出す学習過程、算数では図の作成などの数学的活動、音楽では音楽づくりの活動、図画工作では作品づくりを通して新たな発想や構想を生み出したり、異なる視点

からよさや美しさを感じ取ったりする活動が考えられます。

将来の予測が困難な時代の中で、これからの子供たちに求められる資質・能力は、これまでにないような全く新しい力ではなく、従来から重視されてきている読解力や論理的・創造的思考力、問題解決能力、人間性などであります。特に情報化の進展の中では、情報を読み解く力、情報技術を手段として使い、論理的・創造的に思考して課題を発見・解決し、新たな価値を創造する力が求められています。さらに大切なのは、感性を働かせながら、よりよい社会や人生のあり方について考え、学んだことを生かそうとする力が大切であります。

学校のIT化を進めることはもちろん大切でありますが、教育課程全般において子供たちの論理的な思考力、つまり感情的ではなく、誰でもが納得できるような説明ができる力を養うことや、相手を知り、己を知り、人のために自分が何ができるか、そのために自分が何をすべきかをみずから考え行動するという人間力を重視する教育を行うことが、これからも大切であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま課長より、今後のプログラミング教育へのお考えを詳しく丁寧に御答弁いただきました。

それともう一点、文科省による小学校でのプログラミング教育を必修化する決定の中で、指導要領には教員の養成や研修、また指導体制の充実などと必要条件や課題が指摘をされています。

そこでお尋ねをいたします。

学校現場において教える側への支援も大きな課題になってくるのではないのでしょうか。しっかりした教材をつくるなど、教員をサポートする体制整備についてはどのようにお考えになりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） 指導者の養成・研修では、ICTやアプリケーションの使い方そのものが目的ではなくて、プログラミング教育を通して子供たちに育むプログラミング的思考の意義や、より質の高いプログラミング教育を実現するための授業の工夫や進め方についての研修が必要であると考えております。コンピューター分野の高度な知識が必要というわけではなく、まずは各教科における主体的・対話的で深い学びが達成できるように、教員の授業力向上を推進していくことが大切であると考えております。

また、平成28年度より立ち上げました市内各小・中学校の先生による学校ICT推進検討委員会でも、機器の活用方法とともにプログラミング教育の手法について協議するとともに、専門人材の参画など、外部からのサポート体制も整備していきます。以上です。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員から、文科省の学習指導要領が平成32年からICT教育という形の中の問題が具体的になってきますよという御質問でございます。

この問題につきましては、私たちも先進自治体という形の中で、このICT教育に力を入れている自治体に対して私どもも研修をさせていただいておるところでございます。そういった形に対しては、まずは学習指導要領については教育委員会のほうでしっかりと御議論いただきたいと思っております。そして、行政と教育の場である総合教育会議というのが私どもで今あるわけでございますけれども、そういった形の中でしっかりとこのICT教育については協議をしていかなければならないだろうと思っております。

ソフトの面と、そして機器を整備するためのハードの面ということがどうしても相重なるわけでございます。ICT教育に対する財政的な投資というのは非常に大きなものになっておるわけでございます。そうした形の中での問題をどうクリアしていくのかというのが非常に大きな問題であるわけでございます。

また昨年、研修に行かせていただきました大府の小学校等においては、先生に対する指導というのは、非常にふなれな点も先生のほうにはあるわけでございますので、教材メーカーが教室の中に入って指導しているというような状況が見られたわけでございます。そうした形の中で、まだまだ先生のほうにおいても相当自己啓発をしていただきながら、このICT教育ということについては勉強していただかなきゃならないだろうと思っております。

平成32年、文科省がそういった形の中で学習指導要領という形の中で出されるわけでございますので、そんなに時間はないわけでございます。そうした形の中で、弥富市の小・中学校に対してこのICT教育に対してどう取り組んでいくかということは、しっかりと第2次の総合計画の中に織り込んでいきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 市長にも御答弁をいただきました。

コンピューターとは何か、またコンピューターを使って何ができるか、コンピューターに命令するとどう動くかなどを学び、子供たちがコンピューターとプログラミングの本質を知るための教育は、子供たちが将来どのような職業につくとしても求められるプログラミング的思考を育成する上で大変重要な教育になってくると思います。また、プログラミング教育を積極的に推進する学校は注目をされ、地域の魅力が高まることも期待できると考えます。時代の流れとともに進化し続ける教育環境の中において、どうか早い時期からの推進と体制を要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、教育における集中力アップの施策としての質問をさせていただきます。

「シエスタ」という言葉を御存じでしょうか。これは、しっかりと食事をとった後、お昼

寝をするということでございます。学校でのこのシエスタの取り組みについての考えをお伺いしたいと思います。

昨年6月から兵庫県加古川市の加古川中学校では、全校生徒が10分間昼寝をする取り組みが行われています。この取り組みは「加古川シエスタ」と名づけられ、午後の授業での集中力アップ効果や節電意識の啓発などの効果を狙った非常に新しい取り組みであると感じています。

近隣では岐阜県大垣市の中学校でも、最近塾や習い事で就寝時間が遅い生徒がふえていることから、午後の学習の集中力を高める目的で、本年7月1日から導入されたそうでございます。

そこで、学校教育におけるこのシエスタを導入してみてもと提案いたしますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水谷みどり君） 学校教育にシエスタを導入してみてもについてお答えいたします。

御提案の短時間の昼寝という意味のシエスタにつきましては、加古川シエスタを初め高等学校での集中力アップとしての導入の例を聞いておりますが、本市では導入しておりません。本市小・中学校の給食後の昼休みの時間につきましては15分から20分程度設定されており、その時間は友達とのコミュニケーションを図り、自主的な活動に取り組む貴重な時間であると考えております。

また、集中力アップの取り組みとしましては、白鳥小学校では独自の白鳥体操を行ったり、弥富北中学校では自問清掃といって清掃中は無駄話をしないで行うということをしております。

シエスタを導入し、成功しているところは、その学校の一つの特色として学校の事情もあると思われまますので、導入につきましては一層の情報収集と効果について研究が必要と考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今回、シエスタ制度の導入を提案いたしましたが、ただいま学校教育課長より、白鳥小学校では独自の体操、そして弥富北中学校では無駄話を禁止しての清掃ですね、そういう独自の取り組みが実施されているということをお聞きし、初めて知りました。大変すばらしい取り組みがなされていると思います。今後も集中力アップのためのこのような取り組みがそれぞれ広く展開をされ、実施されることを望みまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目でございます。

2点目に、JR名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎化についてお伺いをいたします。

本市には、JR、名鉄、そして近鉄と、弥富駅は交通結節点として、通勤・通学を初め、日常生活に密接して多くの住民が利用する重要な位置と役割を果たしています。踏切での交通渋滞の解消、また緩和対策として、住民の安全と利便性を考えての駅周辺整備につきましては、私はこれまでも何回か質問をさせていただきました。自由通路及び橋上駅舎化事業を進めることで、市はこれまでも鉄道事業者との協議を初め、事業実施に向け大変に努力されてこられたことは認識しております。

ところが、平成24年12月には、将来の財政見通しから、橋上駅舎化は凍結するとの報告がありました。しかし、JR・名鉄弥富駅は、鉄道事業者により、地域支援のもと、平成32年度までに鉄道駅のバリアフリー化を実施する対象駅となっていることから、平成26年の3月策定の後期基本計画において、JR・名鉄弥富駅の将来の橋上駅舎化、バリアフリー化を見据え、JR、名鉄で分断された南北の連絡を確保すべく検討することが示されました。そして、これまで継続的に事業を進めていただく中、昨年12月議会で朝日議員の質問には市側より、名鉄の合意が得られないために協定が締結できない旨の御答弁がございました。

そこで、再度お伺いをいたします。

その後、鉄道業者との協議は行われたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

昨年12月議会で朝日議員への御答弁以降も、自由通路及び橋上駅舎化に伴う基本調査及び概略設計に着手するため、JR、名鉄の各鉄道事業者と個別に協議を継続しておるところでございます。

また、本年6月には、JR、名鉄、弥富市の3者での合同協議を実施させていただきました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁には、事業者との個別協議であったり、また本年6月にはJRと名鉄、そして本市の合同の協議が行われたということでございますが、進展はあったのでしょうか。あわせて、現在の事業の状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 現在の状況といたしましては、昨年度、自由通路及び橋上駅舎化事業の設計に必要な名鉄敷地内の現況測量及び土地調査を実施したところでございます。依然として概略設計の着手につきましては名鉄の合意が得られていない状況でございます。しかし、3者の合同協議の結果、概略検討図を作成して、概略設計着手の合意を目指すというようなことで一致をしたところでございます。

本年8月1日には、事業を一步でも前に進めるため、また鉄道事業者との協議用資料作成を目的としまして、JR東海と関西本線弥富駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に関する調査設計（その1）の施行に関する協定を締結させていただきました。この協定で委託する内容は、平成30年3月1日までを協定期間として、平面図、立面図などの基本設計図の作成や、鉄道事業者との協議に応じた比較検討案の作成と、簡易な構造検討及び施行計画検討を行います。

今後の取り組みといたしましては、今年度は名鉄敷地内の用地調査を予定しておるところでございます。また、今回の協定業務で作成しました概略検討図をもとに、鉄道事業者の合意を得た後、平成30年度以降に基本調査及び概略設計に着手したいと考えております。

供用開始までのスケジュールでございますが、鉄道事業者等関係機関の調整がスムーズに進んだ前提でございますが、概略設計に対し、各鉄道事業者と事業合意が得られた後に都市計画決定等の手続を経まして、詳細設計、そして本工事と進み、供用開始は平成34年度以降の予定でございます。

〔発言する者あり〕

○**開発部長（橋村正則君）** 申しわけございません。協定の期間としましては、平成30年3月31日までを協定期間としております。訂正させていただきます。失礼しました。

○**議長（武田正樹君）** 炭竈議員。

○**13番（炭竈ふく代君）** 事業を前に進めるための市側の努力、また平成30年度以降には基本調査、そして概略設計に着手されたい旨の御答弁をいただきました。

供用開始は平成34年度末以降という予定であるということでございますけれども、橋上駅舎化は住民の期待も非常に大きく、早期の事業完成を切望されております。市民の安全、利便性の向上、そして駅周辺の活性化に向け、非常に重要な整備であり、一つ一つの段階を経ての大型プロジェクト事業として時間も要するものと思っておりますけれども、どうか今後も継続的に順調な取り組みができるように、そしてできる限り早期の実現を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（武田正樹君）** 次に永井利明議員、お願いします。

○**5番（永井利明君）** 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、小・中学校児童・生徒の適正規模及び適正配置についてであります。

このことにつきましては、昨年の9月議会でお尋ねしたと一部重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

昨年度は、平成28年3月に出了されました弥富市立小中学校適正規模検討委員会の答申を受けて市側の考えをお聞かせいただきました。あれから1年が経過をいたしました。どんな進

渉があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 永井議員の質問にお答えいたします。

まず、平成28年3月に出された小中学校適正規模検討委員会の答申の内容でございますが、大きくは3つ提言がございました。中学校が過小規模または過大規模化にならないよう、市内3中学校の再編成を行うために中学校区の通学区域の見直しや学校施設環境を充実し、校名を変更するなどの方策が提案されました。

具体的には、東平島地区が十四山中学校に最も近隣であることから東平島地区の生徒を十四山中学校へ、また幹線道路をまたいで通学する三百島地区の生徒を弥富北中学校へそれぞれ校区を変更すること。十四山中学校を適正規模に近づけるために、校区の変更に伴い、生徒増を見越した老朽化した校舎を改修し、中学校教育課程武道必修化に伴う武道場と体育館を新設すること。そして、新しい中学校としてのイメージが湧く校名に変更することを検討すること。以上が、答申をいただいた内容であります。

これを受けて教育委員会では、十四山地区の小学校・中学校のあり方について基本的な構想を議論しているところです。それは、十四山地区は人口増加の可能性は低く、東部小・西部小ともに老朽化が著しいことや、西部小においては海拔マイナス1.7メートルという防災上安全性の課題も抱えています。

そのような課題解決のため、小学校の統合を視野に入れ、さらに十四山中学校においては、答申にもありましたように、生徒数の確保を図っていくために校区の見直しに着手する時期に来ていることなどから、適正化・統合の基本構想をまとめていきます。

それとともに、市長部局において庁内で行政改革推進本部を立ち上げており、そこで公共建築物の延べ床面積の縮減についてを議題とし、小学校の統廃合についても協議を続けています。児童数減少の問題は、大藤小、栄南小にも課題はございますが、こちらは平成34年度に名古屋競馬場の移転もあることから、その動向を見据えながら進めていくこととしています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま質問にございました小学校の統廃合につきまして、私も昨年の質問から1年、いろいろと考えさせていただきました。検討委員会の答申では小学校の統廃合は当面見合わせるということで、私もやむを得ないことと思っておりましたが、社会情勢が刻々と変化している昨今、小学校の統廃合も考えていかなければならない大きな問題と感じるようになりました。これは弥富市だけの問題ではありません。山間僻地はもちろん、都市部でも日本中で起きていることでもあります。近隣市町村でも小規模校がどんどんふえてきており、統廃合が新聞記事にも取り上げられましたように話題になっているようであります。

す。

先ほど申し上げた社会情勢の変化というのは、もちろん第1に少子化を含む人口減少が最も大きいと思います。この統廃合問題につきましては、6月議会の議会運営委員会、厚生文教委員会でも発言をさせていただきました。そして今回、一般質問として質問させていただいております。

そこで、早速でございますが、小・中学校児童・生徒数の将来推移も既にわかっているところではありますが、もう一度小規模校のところだけお教え願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 児童・生徒数の将来推計について答弁申し上げます。

市内の小・中学校のうち小規模校は、小学校で大藤、栄南、十四山東部、十四山西部、中学校では十四山中です。

各学校の現在の児童・生徒数と今後の推計でございますが、大藤小は平成29年4月現在167名、6年後の35年度には109名となり58名の減少です。栄南小は4月現在106名、6年後の35年度には81名となり25名の減少、十四山東部小は4月現在166名、6年後の35年度には104名となり62名の減少、十四山西部小は4月現在139名、6年後の35年度には82名となり57名の減少、十四山中は4月現在162名、6年後の35年度には157名となり5名の減少であります。以上のように推計しております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま答弁いただきましたように、6年先には4つの小学校、1つの中学校が100名を切るか切らないかになってまいります。小学校でいえば、一クラス十五、六人のクラスになってしまいます。男女比で考えますと、男子だけが五、六人だとか、女子だけが五、六人、二、三人という可能性も出てまいります。

確かに一人一人に目が行き届くというメリットはありますが、6年間クラスがえができない、集団行動を行うには少な過ぎる、いじめ等が起きた場合も対処が難しくなる。市側は厚生文教委員会の答弁では、今後、総合教育会議を開き、統廃合については議題に加えていくという答弁であったかと思いますが、現時点ではどうでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教育委員会の大きな役割として、子供たちの教育諸条件の整備という役割を担っています。この基本的な考えの中で、適正配置、統合を検討していく所存であります。

最初の答弁で申し上げましたように、市長と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的とした総合教育会議において、十四山地区の小学校・中学校のあり方について基

本的な構想を議論しているところであり、小中一体型や選択制自由地域など、いろいろなモデルケースについて時間をかけて検証していきたいと思っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 統廃合した場合のメリット・デメリットをいま一度整理しなければならないと思うんですが、メリットはこれまでに何度となく申し上げておりますが、子供の教育環境が改善されるという一語に尽きると思います。デメリットの最たるものとして、通学距離が延びるということがあると思います。しかし、スクールバスの新設により解決できると思いますがいかがでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校規模によるメリット・デメリットについては、適正規模検討委員会でも議論されたところであります。

小規模校のメリットとしましては、教職員が児童・生徒一人一人の特性を把握し、きめ細かな学習指導、生活指導ができることや、教職員が児童・生徒の個性や課題について共通理解を図りながら学級運営、学校運営がしやすいなどであります。

一方、デメリットとしては、児童・生徒同士の評価が固定化されやすく、学習意欲や競争心に問題が生じやすい、クラスがえなどがなくなり人間関係が固定化されやすいなどあります。

通学距離の問題につきましては、平成27年に文科省から出されました公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によりますと、徒歩や自転車による通学距離として、小学校は4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は、おおむね1時間以内を目安とするという基準が加えられました。

したがいまして、統合により通学距離が長くなった場合には、安全の確保の観点から、スクールバスの導入は必要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） いずれにいたしましても、すぐにできるというものでもなくて、いろいろな方の意見を聞いたり協力を取りつけていく必要があると思います。しかし、計画だけは立てていかなければならないと思います。学校の統廃合ということは、弥富市にとっても当該地区にとっても大変大きなことであります。今後の予算計画を立てる上でも大きな位置を占めるものと思われま。

さて、そこで統合した場合の方法であります。2つを1つにするということになりますと、言わずもがなではあります。中学校の小規模校は1つであります。これをどうするかということもあります。

全国では、小中一貫校、小中一体校なるものも多く出てきております。特に小中一貫校は、文科省が平成27年に法制化したことで、自治体独自の判断で導入できるようになったことがあると思います。これは、中1ギャップ対策が大きな要因で始まったように記憶しております。もちろん、その他にもいろいろなメリットがあるでしょう。

いずれにしても、統合する場合、新設校をつくるか、どちらかの学校を大改修しなければなりません。そうした場合、国や県からの補助はどのくらいあるものなのでしょうか。また、一貫校にした場合はどうなのでしょう。お答えを願います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 公立小・中学校の校舎の施設整備につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等に基づき財政措置がなされます。校舎を新たに建築する場合や既存の校舎の大規模改修、また耐震化や防災機能強化、長寿命化などが補助対象であります。

その中で、校舎を新たに新築する場合には細部にわたって条件はいろいろあるわけですが、国庫負担金は2分の1となっていますが、総事業費の2分の1ということではなく、学級数に応じて定められる必要面積であるとか建築単価等の基準額の2分の1ですので、実際の補助としては2分の1より低い割合となります。

御質問の小中一貫校にした場合の補助率ですが、既存の複数の小学校を統合して統合後の小学校と中学校の施設の一体型校舎を整備する場合は、統合する小学校部分は2分の1、中学校部分は3分の1の補助となります。ただし、中学校部分の補助については、その建物が構造上危険な場合にあると判断された場合等に限るとされております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） いろいろと細かい基準があるわけですね。

最後になりましたが、市長にお尋ねしたいと思います。

小学校の過疎化は大変深刻であると思います。ここで話題にしなくても、この先いつかは議論していくことになると思います。これからの総合教育会議の予定も含め、子供たちのよりよい教育環境のための学校の統廃合についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員の御質問に御答弁申し上げます。

全国の今自治体におきましては、平成の大合併、そしてまた少子化問題、あるいは行政改革、あるいは財政の健全化等々、日本全国的には多くの自治体が小・中学校の統廃合という状況の中において進められている現状でございます。平成28年度までには、過去3年間の実績でございますけれども、923校の小・中学校が再編されたというように聞いており

まして、いわゆる923校の学校が数が少なくなったということでございます。

また、現在の安倍政権の中におきましては、約60年ぶりに統廃合に関する指針を見直すというふうに言われております。これは、より一層統廃合が加速するというふうに私たちは考えていかなければならないと思っておるところでございます。

今までもいろいろと御質問、そして答弁をさせていただきましたけれども、児童・生徒が少ないから統廃合をするのはどうかというような意見もあります。小規模校は小規模校なりの教育のあり方があるだろうということも一方では言われるわけでございます。しかし一方では、子供というのは適正規模の中でしっかりと学ばせるべきだという意見もあるわけでございます。そうした形の中で、相反する意見ということがあるわけでございますが、私は学校の統廃合におきましては、まずは児童・生徒の立場に立って、子供たちの立場に立って教育効果が向上するということを目指していかなきゃならないと思っております。そういった形の中で小・中学校の適正な配置を決めていくことが大切であろうと考えているところでございます。

市といたしましては、今までの経過として適正規模検討委員会での意見は尊重しながら、具体的な適正配置や学校のあり方をまず教育委員会において提案をしていただき、そしてそれを総合教育会議の中で審議していくというような形をつくっていきたいと思っております。仮称でございますが統廃合準備会というものを立ち上げ、地元の自治会、あるいはPTA役員等を対象にして説明会を開催していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、小・中学校の適正配置につきましては、今後定めます弥富市第2次総合計画にしっかり位置づけした上で、教育委員会、総合教育会議、そして庁内の行革推進会議というようなさまざまな議論をしながら基本計画をまとめていきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、適正規模検討委員会からさまざまな答申をいただいております。これはこれで尊重をしながら、いつまでもこれを現状のままにしておくわけにはまいりません。そうした形の中においては、数年先を見据えながら統廃合に対して答えを出していくというふうに考えておるところでございます。

そうした状況の中において、意見がまとまり次第、私どもとしては議員各位、また厚生文教委員会のほうにも御提案申し上げていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、教育委員会ですっきりと議論をし、そして市と教育の場を協議する総合教育会議の場、そしてもう一つは私たち行政としては財政計画、あるいは行財政改革という形の中で、この学校の問題も考えていかなきゃならないと思っておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

さきに答弁がございましたように、当該地区の御理解が何にも増して重要だと思います。これからの若い世代の方々の意見も十分に吸収しながら、子供たちのためによりよい方向に行っていただくことをお願いして、1つ目の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 永井議員、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○5番（永井利明君） それでは、続きまして質問の2つ目、高齢者世帯について質問したいと思います。

この問題を取り上げた理由として、私の身内を含め、私の周りの方々を見ていていろいろな心配なことがふえてきたことにあります。そこでまず、ひとり暮らしの高齢者世帯についてお伺いしたいと思います。

現在、ひとり暮らしの高齢者の方は何名見えるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

本市におけるひとり暮らしの高齢者につきましては、平成29年4月1日現在で1,811名でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁で1,800名余りも見えるということで、いささかびっくりしておるわけですが、この数字は今後さらにふえることが予測されます。私自身もその可能性は十分にあります。しかし、この1,800名余りの方々を一くくりに考えたらだめだと思います。60代の方もいれば、80代、90代でひとり暮らしの方も見えると思います。また、高齢者で病弱な方も見えると思います。さらに、経済的に厳しい方も見えると思います。反対に、子供さんが近くに住んでいて、常にコンタクトをとっている方もいると思います。

そんな中、全国では孤独死という言葉も聞かれます。本市でもそんなことがあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 本市でも孤独死はあるのかとの御質問でござい

ますけれども、孤独死とは、一般的にひとり暮らしの方が誰にもみとられることなく、突発的な病気などによって亡くなることだと理解しておりますが、市では全てを把握することはできませんので蟹江警察署で確認しましたところ、弥富市内の65歳以上の独居老人で警察の行政検視により判明した方の人数でいきますと、平成26年が4名、平成27年が9名、平成28年が4名亡くなっております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 全くあってはならないことだと思いますが、さまざまな個々の事情で起き得ることかもしれません。

そこでお尋ねですが、ひとり暮らしの高齢者にかかわる方々にはいろいろな職種の方が見えると思いますが、どんな職種の方が見えるのか教えてください。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） ひとり暮らしの高齢者にかかわる職種は多種多様にわたります。中でも一番かかわっていただくのが民生委員さんでございまして、ひとり暮らしの方の見守り、相談や助言、また福祉サービスについての情報提供などを行っていただいております。そのほか、配食サービス、新聞配達、郵便局等による見守りや安否確認がございまして。

また、介護認定を受けられている方にとっては、ケアマネジャーは大きくかかわる職種でございまして。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実にいろんな形でかかわっていただいていることがよくわかるわけですが、次に高齢者夫婦のみの世帯数というのかなりあると思いますが、教えていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 高齢者夫婦のみの世帯数の御質問でございますけれども、最近では同じ敷地内で生活されていても世帯分離されているというような世帯も多いということで、純粋に高齢者夫婦のみの世帯数を把握し切れないところはございますけれども、住民基本台帳上夫婦ともに65歳以上の夫婦のみの世帯数は、平成29年4月現在、1,753世帯でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実にさまざまな様子の方がおり、純粋に高齢者夫婦のみという世帯のはっきりとした数字が出せないということはごもっともだと思います。

ひとり暮らしの高齢者の方の前に、この高齢者のみの世帯のほうがますますふえていくように思います。先ほどは孤独死の質問をしましたが、全国では高齢者の心中事件も多発して

いるようであります。高齢者に対する心配は幾らもあると思います。

そんな中、弥富市における高齢者福祉制度は多岐にわたり実践されているとっております。

そこでお聞きしたいと思います。

介護保険で受けられるサービスは実にたくさんあると思います。よく御存じの方には常識的なことではあると思いますが、御存じない方はたくさん見えると思います。その主なものをお知らせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 介護保険で受けられるサービスでございますけれども、主に在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスに分類されまして、在宅サービスにはホームヘルプサービス、訪問リハビリテーション、訪問看護、デイサービス、デイケア、ショートステイ、福祉用具、住宅改修などがあります。施設サービスには、特別養護老人ホームや老人保健施設があります。地域密着型サービスには、認知症グループホームや認知症対応型デイサービスなどがあります。

なお、詳しくは介護高齢課で発行しております「すこやか介護保険」という冊子がございますので、そちらをごらんいただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま介護保険で受けられるサービスについて説明がありましたが、要支援か要介護の認定を受ける必要があると思うわけですが、この認定を受けるにはどうすればいいかということ、PRも兼ねて御説明いただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 介護保険でサービスを受けるには、介護高齢課に介護認定の申請をしていただきまして、海部南部広域事務組合の介護認定調査と主治医意見書によりまして要支援・要介護の認定を受けていただきます。その後、ケアマネジャーに適切なケアプランを毎月作成してもらい、ケアプランに沿ったサービスを受けていただくこととなります。

ただし、これは介護認定を受けることを前提とした流れでございます。場合によっては介護認定を受けずに市の総合事業によって同じようなサービスが受けられます。そのためには、チェックリストにより聞き取り調査を行い、総合事業の対象者に該当した場合となりますが、そのチェックリストを実施する場所としては、市役所介護高齢課、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、海南病院内にあります地域包括支援センターで行っておりますので、まずはそちらにお出かけいただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私の身の回りの方で、どうやって認定を受けるのかよくわかっていない方がいます。もちろん、私がおの方にお教えしたりお世話をするわけですが、もっと多くの方で認定の必要な方がいるかもしれません。いろいろな手だてでPRしていく必要があると思います。

高齢者福祉には、市独自の取り組みに実にさまざまなことがあると思います。私も大体はわかっておりますが、ここでお答えいただければありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 市独自の高齢者福祉の取り組みにつきましては、配食サービスやタクシー料金助成事業を初めといたしまして、介護保険サービスでは賄い切れない部分を補完するささえあいセンター事業や、健康運動指導士やはつらつ会の御協力によって開催しております元気塾、また認知症予防の脳若トレーニング教室や、ふれあいサロンなどがあります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁の中にささえあいセンターというのがありますが、これは昨年10月の新聞記事にも出ておりましたが、市直営の珍しい形で、すぐ動き、楽しく活動するをモットーとした組織と出ておりました。現在の活動状況、問題点等について教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 先ほど来からお話が出ておりますように、単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加しますと、本来なら家族ができるような生活支援サービスが必要とする人が今後ますますふえてくることとなります。このような人を支援する仕組みとして、弥富市ささえあいセンターがあります。ささえあいセンターでは、弥富市のケアマネジャーや地域包括支援センター、民生委員さんと連携して、きめの細かいサービスを提供する活動を行っております。

また、弥富市ではサロン活動を積極的に推進しているわけですが、送迎が必要な人は施設系サロンへ、自分で何とか歩いていける人には地域のサロンへと、役割分担をしながら地域に根づきつつあります。この見守りが必要な施設系サロンへも、ささえあいセンターの協力会員が話し相手として協力しています。ささえあいセンターの協力会員は、活動を通じて自分自身の介護予防を考えたり、地域の中のサロン活動へも積極的に参加されていますので、利用する人にも、活動する人にも、意義のある取り組みだと考えております。

現在、ささえあいセンターの登録人数は、利用会員が270名、協力会員が158名、合わせますと400名を超えました。しかし、実際の活動は、地域性や男女別、交通手段等によって協力会員の候補を上げていくこととなりますので、全ての協力会員に一定の活動をお願いする

ことができないことが課題だと思っております。

活動件数につきましては毎月600件、活動時間は850時間ほどでございますが、今後さらに依頼件数がふえれば、全市的な取り組みから中学校区ごとの取り組み等に移していくことも考えていく必要があります。そのため、協力会員の勧誘をさらに進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまささえあいセンターの説明がございましたが、これは本当にすばらしい組織だと思います。利用会員、協力会員がもっともっとふえていけば、高齢者にとって大変助かるものになります。

また、答弁にありましたはつらつ会が協力をしているという元気塾というのも、もっと知っていただきたいと思います。私も少しばかり元気塾に関係しておりますが、十四山総合福祉センターやいこいの里にはまだまだ余裕があると思います。どんどんお出かけいただけると、健康寿命を延ばせられるというふうに思います。ふれあいサロンの実施地区も、何かどんどんふえていっていると聞いております。

高齢者福祉も防災と同じように公助・共助・自助があると思います。公助ももちろん頼りにすべきところではありますが、まず自助はもちろん共助の輪を広げて、公助についても教え合うというコミュニケーションが大切かと考えております。

最後になりました。高齢者福祉の今後について、市長より御意見をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員からの高齢者福祉についてどう取り組んでいくかというようなことについての御質問でございます。

高齢化社会の進展は、本当に国が抱える社会問題の最重要科目というか、最重要問題の一つであろうというふうに捉えても私は過言ではないだろうと思っております。当市におきましても65歳以上の方は1万1,127人、そして全体の人口が4万4,400人でございますので、何と高齢化率は25%を超えてまいりました。4人に1人が65歳以上の今構成でございます。そしてまた、要介護認定者数も1,665名という形で、高齢者の15%、6人から7人に1人は介護認定を受けてみえるというような状況でございます。

そしてまた、御承知のように2025年問題というのがこの先七、八年後に、私たちの団塊の世代が75歳という形の中に到達する場合においては、もっとこの高齢者の比率というのはふえて、5人に1人、20%ぐらいになるだろうと言われております。

一方では、15歳から64歳の生産年齢人口というか現役の人口も減少というような状況において、これもまた社会を支えていただく人口が減ってきているというような状況でございま

す。

これまで生涯の医療費においては、一番ピークが75歳から79歳というふうに統計的には言われております。この辺の年齢が生涯の医療費が大きくかかっているということでございます。また、要介護に対しては75歳以上の方が要介護認定を受けられるというような状況が続いておるわけでございます。

そうした形で、先ほども言いましたように、2025年問題という形の中では、医療・介護、あるいは福祉サービスという需要が非常に大きくなるということでございます。それに伴って、私どもの負担と給付額も大きく変わってくるということがあるわけでございます。社会保障、財政の運営について大変厳しいことが待ち受けているわけでございます。

こういった形の中においては、国とか県、あるいは市町村という行政の役割は非常に大きな役割をしていかなきゃならないわけでございますが、先ほど永井議員からも御指摘のあるように、自助・共助の精神という形の中で、自分の健康、あるいは自分の介護予防ということについてはまずは自分で考えていただきたい、家族の中で考えていただきたいということも一面あるわけでございます。そして、共助の精神、地域の中でこのような人たちをお互いが助け合って生きていく社会、そんなようなことが大きく望まれるわけでございます。

そうした形の中において私どもといたしましては、これから先こういう時代が来るだろうということは予測されますので、高齢者の生きがいをとか社会参加意欲を高めるために、現在、市が取り組んでいるのはささえあいセンター事業というのも一つでございます。これは、利用者と、それからその利用者に対してお助けをしていただく人をどんどんふやしていきたいということでございます。

また、永井議員も一緒になって御活躍だと思っておるわけでございますけれども、地域におけるサロン活動ということが非常に大きく輪になってきたなあと思っております。こういったことが、いわゆる共助の精神という形の中で介護予防に大きな効果を発揮するだろうと思っているところでございます。そういったことのつながりということに対して、私たち市としても一生懸命応援をしていきたいと思っております。

しかし、高齢者福祉に対しては、基本的には財源が必要になってくるということでございます。これは消費税の改正のときに言われたように、社会保障、医療、介護、福祉、子育て支援というような形において、その税一体改革ということが3党合意でなされたわけでございます。しかしながら、8%から10%になるということに対して、これからどのような変化があるかわかりませんが、これは平成31年10月に今の消費税が8%から10%に改正されるということが言われております。これは不可欠な問題であろうと思っております。大変厳しい時代ではあるわけでございますけれども、先ほども言ったように、社会保障・税一体改革、医療・介護・福祉をしっかりと担っていくためには国としての財源が必要になっ

てくるということは、もはや不可欠の問題であると思っております。もしそれが消費税の改善という形の中で私たち弥富市にそれを還元すれば、平成32年度からは2億1,500万ほどの消費税の交付金がおりてくるわけです。だから、そういった形のものを社会保障費に充てていくということが必要になってくるわけです。これがないと、大変厳しい状況になってくるということでございます。もしそういうような形の中で消費税の改正が見送られた場合においては、その代替財源というのをしっかりと国のほうでは確保していただかなきゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、こういったことに対して平成30年から始まります私どもの第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画ということをその中にしっかりと策定してまいりたいと思っております。年明けにははっきりとした方向づけが見出していけると思っておりますので、そうした状況の中においては、この第7期の計画について議員各位にもお示しをしていきたいと思っておりますので、一緒になって考えていただければと思っておりますのでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

どんなに高齢になっても張り合いのある日々が送れるように願って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、女性の活躍推進についての1点でございます。

弥富市における女性職員の活躍推進について。

男女共同参画社会の推進といえば、女性の職業生活が大きくかわってくるのですが、まず働く女性の歴史を少し調べてみました。日本において女性の社会進出が進むようになったのは、太平洋戦争で敗北した後からです。アメリカによる法律の整備が進み、男性を長とする家制度が崩壊し、男女平等を唱える民主主義国家へと転換しました。1945年には女性が参政権を獲得し、教育においても男女共学が実現、その後は戦後復興を目指し、日本人は猛烈に働く時代へと進みました。1950年、朝鮮半島で朝鮮戦争が勃発し、アメリカから軍資の大量注文を受けたことをきっかけに高度経済成長へと突入しました。このころ、金の卵と呼ばれる中学校を卒業した男女が集団就職で上京しました。これが原動力となり一段と労働力が上がり、後の高度経済成長へとつながっていきます。

これに並行して、徐々に技術革新が進み、コンピューターを導入する企業がふえたり、好景が続いたことから、スーパーや飲食店などのサービス業などの店舗数が伸び続けたことから、女性の雇用の需要が拡大してきました。1985年に成立した男女雇用機会均等法では、

募集・採用時における男女の均等取り扱い、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇などについて、女性労働者であることを理由に男性労働者と差別することを禁止することが法律で定められました。その後、1991年にバブルが崩壊、夫だけの収入では家計の維持が難しくなり共働きで生計を立てる家庭が増加しました。企業側では、保険料や長期雇用といったリスクの少ないアルバイトの雇用が望まれるようになり、双方にメリットがあることとして女性の活用が期待されるようになりました。

2000年代に入ると、インターネットなど情報通信の発達により、会社以外での場所でも仕事をするができるようになりました。2008年の1億2,808万人をピークに日本の人口は減少しており、出生率も昨年度は1.44と低いままになっています。このままでは間違いなく労働人口は減少します。労働力を損なわないためには、目の前にある資源、つまり人材を生かしていくことが先決となります。

2016年9月よりスタートした働き方改革会議では、シニアや外国人労働者とともに女性の活用が盛り込まれているようですが、女性の管理職比率は1割程度、第1子出産後の女性の離職率は6割、出産・育児後に再就職する場合にパートやアルバイトになる人が6割弱と、日本の現状はまだ女性が活躍しているとは言えない状況です。

そこで国では、2016年に女性活躍推進法を施行しました。女性が働きやすく活躍しやすい環境を目指すための法律です。昨年末に決定した平成29年度税制改正大綱では、現在、配偶者の年収が103万円以下の家庭に適用されている配偶者控除の額を2018年の1月から150万円に引き上げられます。そうすると今よりも47万円多い150万円分まで働いた方が、妻自身や家庭にとってメリットが大きくなります。パートでも働く時間をふやしたり、フルタイムでの就業・復職をするなど、女性の就労促進の効果が期待できるというわけです。

そこで、弥富市についてお伺いします。

弥富市におきましても女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画がありますが、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行ったとありますが、どのような内容で、どのような分析だったのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

市役所において特定事業主行動計画を策定しているわけですが、女性職員の状況を把握するために7つの項目に基づいて状況把握をし、改善すべき事情について分析しております。

1つ目の項目といたしましては、採用する職員に占める女性の割合についての状況として、保育職を除く一般職に限定した場合の、この調査時点では平成27年度においては、男女の採用比率は50%ずつで、特別に差異があるものではないという分析結果が出ております。

2つ目といたしましては、退職した職員の平均した勤続年数の男女の差異についてとして改善すべき事項として思っております。その中で、平成26年度においては、特に若い世代における保育職の自己都合退職が大きく影響しているということが分析に出ております。

3つ目といたしましては、職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間についてとして、人事異動の時期、4月のほかに、11月から1月にかけて時間数が増加しているということ。

4つ目といたしまして、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合として、一般職に限りますと、平成27年度時点での50代の職員のうち約4人に1人が女性ということもございますけれども、女性管理職への登用が極端に少ない状況であるという分析。

5つ目といたしまして、各役職段階におけます職員に占める女性職員の割合については、係長級と比べ課長補佐級の女性職員が際立って少ないという状況であるということ。

6つ目といたしまして、男女別の育児休業取得率及び平均取得期間につきましては、過去に育児休業を取得した男性職員はゼロという状況であるということ。これにつきましては、平成22年に配偶者が育児休業を取得する職員についても育児休業等が取得できることになったこと、平成23年には育児休業期間が1カ月以下の場合は期末手当が減額されなくなったこと、また28年には育児休業期間が1カ月以下の場合は勤勉手当が減額されないように法整備されていることがございますけれども、職員への制度の周知が行き届いていないように見受けられるために、職員に再度周知を徹底すべきであるという分析結果。

最後、7つ目といたしましては、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数といたしましては、平成26年度においては配偶者出産休暇を取得した人数は7人中2人で、育児のための休暇を取得した7人中の1人であったと。これにつきましても、平成17年には、男性職員が育児に参加する場合、特別休暇として取得できるよう条例整備がされておるところでございますけれども、再度、職員に周知すべきではないかという結果でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 女性職員の活躍の推進に向けた目標の設定として最も大きな課題に対応するものから順に上げていますが、1つ目、平成32年度までに管理職的地位にある職員に占める女性の割合を平成27年度の実績3%より6%引き上げ9%以上にする、2. 平成32年度までに課長補佐級以上の女性職員の割合を少なくとも平成27年度の実績3.3%より12.7%以上引き上げ16%以上にする、3番目、平成32年度までに平均継続勤務年数の差異を平成26年の実績21.2より3.2年縮減し18年以下にする、4. 平成32年度までに制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上にするを上げていますが、ある保険会社のアンケート調査によると、働く女性の本音として、仕事に関する内容では、女性が会社で働くには不利な点が多いでは79.5%と、働く女性の8割が働きづ

らさがあることがわかりました。

また、管理職への打診があればついてみたいでは19.8%でした。管理職につくことに抵抗を感じている人が多いようです。働く女性の意識改革も必要だと思います。

では、どのようにしたら安心して働けるのかですが、子育て、介護、家事の負担軽減の必要性が高いようです。このように、働きづらさがある中、また働く女性の意識改革が必要な中で、数値目標はどのように決めたのでしょうか。また、どのようにこの目標達成に向けて実施していくのでしょうか、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどの個々の数値目標を個々に説明することではなく、全体としての御答弁をさせていただきます。

数値目標につきましては、国が定めております事業主行動計画策定指針をもとに、最も大きな課題と考えられるものから優先的に設定することとしておりまして、数値目標の水準につきましては、計画期間内に達成を目指すものとして実情に合った水準とすることが重要であるとの考えから、今後定年退職する人数や各年代の女性職員の数を考慮して設定しております。

目標達成に向けてどのように実施していくかということでございますけれども、管理職的地位にある職員に占める割合、課長補佐級以上の女性職員の割合の引き上げを実行するに当たりましては、管理職候補者を育成するために女性職員の課長、副主幹、課長補佐、主査等への計画的かつ積極的な登用を推進するというところでございます。その管理候補者となるべき女性職員の育成を図るために、財務、企画、対外折衝、危機管理等、マネジメント能力を必要とする多様なポストへの積極的な配置を進めていくということでございます。

女性職員につきましても他団体等への出向・派遣機会を積極的に確保することや、また係長クラスと一般職員向けの女性職員のキャリア研修などに参加していただきまして、女性職員の意識の高揚にも努めてまいりたいと考えております。

また、平均勤続年数の差異を縮減するに当たりましては、若手職員の離職を抑制するために、管理職を対象に、所属職員が安心して育児休業できる環境づくり等の意識改革や各職場でのマネジメント・課題検討に資する研修を実施することや、時間外勤務を縮減するため、全庁一斉定時退庁日の徹底、年次有給休暇取得の促進などを行ってまいりたいと思っております。

他にも、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合の向上については、男性職員の子供の出生時における配偶者出産休暇及び職員の妻の産後等の期間中の育児参加休暇の取得促進について周知を図るなどを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 地域においても女性の活躍は欠かせないと思います。本市でも、小・中学校のPTA会長といえば、昔と違いますか私たちのころは男性ばかりが選任されてきました。数年前から女性も選任されるようになりました。初めて女性のPTA会長が誕生したときは、少し驚きもありましたが、今では十分に役を果たされ、違和感を感じることは少しもありません。自治会においても、まだまだ女性が区長として誕生するのはごくわずかで、ないに等しい状況ではないかと思います。

そこでお聞きしたいのですが、本市において初めて女性の会長が誕生してこれまでに何人の女性が会長職につきましたか。また、過去5年間の区長の男女別状況をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） まず、小・中学校のPTAの男女別状況でございますけれども、平成18年からでございます、そのトータルが、全体としては男性が103名で、そのうち女性が29名、18年から29年の間でそのような割合でございます。

区長様につきましては、平成25年からでございますけれども、区長さんの数が全体としては170でございますけれども、男性が168名で、女性の方は2名ということでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この数字を見てみますと、PTA会長を女性の方がやられるのは、毎年どこかの学校で1人以上はいるということですが、ここを見てみますと、桜、日の出のほうではないということですね。弥生学区、白鳥学区、北中などは毎年というか確率的には多いということでした。

平成27年区・自治会の女性役員登用状況調査結果では、役員に女性は必要だと思うかという問いに、平成20年では100区中46区が必要と考え、平成27年では86区が必要と考えています。また、なぜ必要かという問いに、女性の立場や視点での意見が必要であると答えたのが71で、高齢者、子供、女性の立場に配慮した細やかな対応ができるが49、男女に関係なく実力のある人を選出すべきであるが46という統計が出ています。地域のリーダーとしての女性の活躍は、今後、力を入れていくべきところではないでしょうか。

女性の力を地域に生かす場として、行政と中間支援団体などが協働で、自治会の活動に女性が積極的に参画することの必要性を啓発して理解の促進を図る必要があるのではないのでしょうか。女性の活躍推進には、働き方への意識改革、また働きやすいやりがいのある職場づくりが必要です。人口減少が進む中、地域のまちづくりに女性の意欲や能力を生かすことは、地域社会にとっても有利なことです。

昨年、一般質問でしましたが、切れ目のない子育て支援事業、妊娠期から就学時まで支援をするというネウボラと、また福祉総合相談窓口の開設の一般質問をさせていただきました

が、これを実現していく上においても、資格を持った方の力が必要ではないかと考えます。

そして、子育てを終え再就職を考えていらっしゃる方も少なくないのではないのでしょうか。眠っている人材の確保のためにも、さらなる女性の活躍を推進するためにも、女性活躍推進室のような組織をつくってみてはどうかと提案します。

最後に市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げていきたいと思っております。

議員が言われるように、広く社会全体で女性が活躍していただけるということは、大いに望まれていることでもありますし、そういった形の中で民間企業、あるいは行政という形の中においても、少しずつ時代とともに変わってきているというふうには思っているところでございます。

私どもといたしましても、女性も男性も性別にとらわれることなく、一人一人が個性を大いに発揮していただきながら、責任を持って生きていくことができる、そういうような男女共同参画社会という形の中で、その推進条例を定めているところでございます。しかしながら、男女共同参画に関する意識は、徐々には根づいておるわけでございますけれども、まだまだ私どもの環境整備もおくれているなあというふうには反省をしているところでございます。十分ではないということに対して、反省をさせていただいておるところでございます。

また、女性の活躍に関する取り組みは、働き方改革を初めとする働く場所、あるいは地域コミュニティ、あるいは社会貢献の場など多岐にわたって女性の活躍推進に向けたスピーディーな対応がこれからは求められるだろうと思っておるところでございます。

そうした形の中で、今、議員が言われるように、国のほうでも一つの推進法という形の中で定められておるわけでございますが、女性が活躍する推進室を設けてはどうかという御質問でございますけれども、このことにつきましては、さまざまな私どもの4月等から新しい期が始まるわけでございますけれども、そういったそれぞれの所管において、女性の位置づけということについてはしっかりと検討する必要があるだろうと思っております。

今現在では、こういったような推進室ということではないんですけれども、女性の活躍推進に関しましては、秘書企画課のほうで地域振興グループという形でございまして、そちらのほうで所管をしているところでございます。こういった形の中においては、その部署についてはもう少し増員等も考えながら、全体を見ていくということが必要だろうと思っておるところでございます。

そうした形の中で、課題はいろいろとございますけれども、現在といたしましては女性の活躍推進室というようなことについて具体的な設置は考えておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 本市における女性活躍推進が、仕事においても、地域においても、女性の力が発揮できる職場づくり、地域のまちづくりの支援を行政を中心として充実していくよう強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） こんにちは。14番 佐藤高清でございます。

9月議会の一般質問につきましては、3点通告がしてありますので、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、新庁舎建設事業について質問をいたします。

新庁舎建設事業につきましては、事業の進捗において大きなキーポイントとなっております。その事業認定がなされ、8月15日付の愛知県公報に事業認定の告示がされております。その告示には、事業を認定した理由として告示されているわけですが、その理由を御報告、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） このたびの事業認定につきましては、まず土地収用法に基づくものでございます。愛知県知事が事業認定できる要件につきましては土地収用法第20条に規定されておまして、その20条には第1号から4号までの全てに該当する場合に愛知県知事は認定できるとしております。

1号から4号に該当するかどうかの判断につきましては、まず愛知県が行います。本事業については、認定すべきものとの内容で愛知県知事は愛知県事業認定審議会に諮問をしており、その愛知県知事の判断について愛知県事業認定審議会において審議され、その審議の結果、愛知県知事の判断を相当と認めるとの答申が7月24日にされ、その答申結果に基づいて、8月15日、愛知県知事から事業認定をいただきました。また、その内容について愛知県公報に告示がされました。

1号から4号までの4つの要件について説明をさせていただきます。

1つ目の要件は、事業が土地収用法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであることとなっておりますけれども、本事業は新庁舎建設事業及び立体駐車場の整備事業でござ

ざいまして、土地収用法第3条31号の国または地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務または事業の用に供する施設であり、土地収用法第20条第1号の要件を満たしておると審議会は判断しております。

2つ目の要件としまして、当該事業を遂行するに十分な意思と能力を有する者であることとなっておりますが、弥富市は地方自治法の規定により地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであり、本件事業を実施する権能を有する主体と認められ、土地収用法第20条第2号の要件を満たしておるといことで審議会は判断をしております。

3つ目の要件は、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることとなっておりますが、本事業は、施設の老朽化の解消、災害時における防災拠点機能の整備、狭隘化の解消並びにバリアフリーの対応により防災対策の充実、執務執行の効率化と市民サービスの向上並びに高齢者や車椅子使用者及びベビーカー利用者にとっての安全性及び利便性に寄与するものであると認められ、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると審議会は判断をしております。

4つ目の要件は、公益上の必要があるものであることとなっておりますが、本庁舎棟の老朽化は著しく、他の既存施設への分散配置により効率的な行政サービスを提供する上で支障を来していること、弥富市は地震防災対策強化地域に指定されているが、現在の弥富市庁舎は防災拠点としての必要な耐震基準を満たしていないことなどから、災害時における防災拠点機能の確保及び行政サービスの効率化を図るために本事業を早急に施行する必要性は高いと認められ、土地収用法第20条第4号の要件を満たしていると審議会は判断をしております。

以上のように、土地収用法第20条各号について愛知県審議会は判断をされ、本事業を認定することを相当と認めるとの内容で愛知県知事に答申をしていただき、冒頭に述べさせていただいたように8月15日、愛知県知事より弥富市新庁舎建設及び立体駐車場整備事業について土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定がされ、その内容は同日の愛知県公報に掲載されたところであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） ただいま副市長のほうから、事業認定をした理由として4つの要件の説明がされたわけでございます。1つには、新庁舎建設事業により得られる公共の利益は大きく、また本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。さらにもう一つは、地震防災対策強化地域に指定されながら、現庁舎が耐震基準を満たしていないことから本事業を早急に施行する必要性は高いと認められるなど、まだほかにもございましたが、認定の理由が示されました。私もまさにこのとおりだと考えます。

このような重要な事業が、今まで長きにわたる訴訟などの理由で事業認定が得られなかったことにより、事実上凍結状態であったことが非常に残念でなりません。しかし、このたび

事業認定がなされたことで、事業の進捗が一気に図られていくのではないかと期待をしております。また、多くの市民の皆様も、新庁舎建設事業の一日も早い着工、そして一日も早い完成を望んでおられます。

そこで、今後、新庁舎建設事業がどのようなスケジュールで進んでいくのか、御説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 8月15日に愛知県知事より事業認定をいただき、やっと事業用地の取得の具体的な手続に入ることができるようになりました。ここに至るまで、土地取得に関する3年以上にもわたる訴訟により事業の進捗が大きくおくれ、市民の皆様を初め土地をお分けいただきます地権者の方にも大変な御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

現在、事業用地の取得に関しましては、地権者2名の方と土地売買契約の締結、そのうちお一人はあわせて移転補償契約の締結をさせていただきますが、お一人についてはもうさせていただきます。もう一人の方については、間もなくいただけるという予定であります。

また、新庁舎建設工事につきましては、昨日11日、一般競争入札の公告を行いました。そして、約2カ月間の見積期間を設け、11月14日に開札を行い、落札候補者が決定する予定でございます。その後、事業審査を経て仮契約をさせていただきます。

また、議会におきましては、11月の末ごろに新庁舎建設工事の契約の議決をお願いし、議決をいただいた後に本契約を締結する予定でございます。

よって、新庁舎建設工事は11月末、あるいは12月初旬から26カ月の工期を予定しております。したがって、新庁舎の竣工時期につきましては平成32年1月末ごろを予定してございます。

以上が今後のスケジュールでございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま副市長のほうから進捗の状況を説明していただきました。

2名の地権者との土地の売買契約が間もなく締結されるという報告でありました。また、新庁舎工事につきまして、11日付で一般競争入札の公示がされたという報告であります。さらには、11月14日に業者の決定がされるということ、そして11月末、あるいは本年の12月初旬から26カ月の工期を予定して、平成32年1月末を竣工と予定しておるという報告でありました。どうかこの事業がスムーズに進みますように、市当局には御尽力をいただきますことをお願い申し上げまして、この庁舎の問題は質問を終わらせていただきます。

次に、第1次弥富市総合計画について質問をさせていただきます。

弥富市は第1次総合計画が平成30年度までの計画となっており、平成31年度からは第2次総合計画がスタートします。第1次弥富市総合計画においての施策項目として、国際交流・

文化活動の推進をうたっております。

まずは、国際交流及び地域間交流について平成21年度以降にどのような取り組みが行われてきたのか、報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 申し上げます。

国際交流につきまして、まず最初に御説明申し上げます。

取り組みといたしましては、ちょっと古いんですけども、平成17年に開催されました愛知万博の一市町村一国フレンドシップ事業による、私どもオランダ王国でございましたので、オランダ王国との間で小学生の絵画交換事業など草の根的交流を行ってまいりました。その間、オランダの小学校との絵画交換事業は平成19年度から平成21年度までは実施してまいりましたが、本市とオランダの仲介者でございました方が事業を撤退され、その後、交流事業も継続されることなく、またオランダからの交流の継続連絡もなく、今日に至っておりますのでございます。

現在行っております交流事業といたしましては、平成21年度から愛知黎明高校との共催で国際交流週間 in YATOMI というものを開催させていただき、同校が姉妹提携をしている外国の高校生の方をお招きいたしまして、市内の保育所や小・中学校の児童・生徒、またホストファミリーとして受け入れていただく地域の方々と交流を図っております。

そのほかには、本市の名誉市民でもございます漢詩人の服部擔風氏と親交のあった中国文学者の郁達夫氏の関係で、平成19年11月に市文化協会を中心とする訪中団による中国への訪問を機に手紙のやりとりなど、北中学校と郁達夫中学校の作品交流も行われてまいりました。

本年4月には、服部擔風生誕150周年事業といたしまして、先ほどの郁達夫氏の御子孫でございます郁峻峰氏、また郁達夫中学校の校長先生をお招きいたしまして、森津の藤公園に移築いたしました藍亭竣工式、歓迎会等を市文化協会の主催で開催いたしまして交流を深めたところであります。

また、あいち国際女性映画祭にも参加いたしまして、映画祭の共催市として平成20年度から平成24年度まで海外女性監督の作品を弥富市会場にて上映し、映画上映後には、その映画監督をお招きいたしましてゲストトークで市民との触れ合いを行ってまいりました。平成25年度からは国内女性監督作品を上映しておりますが、継続してあいち国際女性映画祭の共催市として事業を実施しております。

地域間交流につきましては、弥富市は金魚でございますので、金魚の生産地として深くかわりのある奈良県の大和郡山市や熊本県長洲町とともに金魚サミットを開催し、金魚の歴史やすばらしさを紹介しながら、生産者を初め一般市民とともに交流を図っております。平成28年11月27日には、市制10周年記念事業として本市でサミットを開催しておりますのでご

ございます。

また、本年の5月に開催されました長洲町の金魚まつりに本市の商工観光課担当職員を派遣いたしまして、市のPRを行うとともに情報交換を行ってまいりました。

また、防災の関係での地域間交流といたしまして、東日本大震災の後、平成24年9月には千葉県浦安市と災害時における相互応援に関する協定を締結し、毎年、浦安市主催の防災訓練に本市の危機管理課の担当職員を派遣し、視察及び情報交換をしております。平成27年度には浦安市の危機管理官を講師にお招きいたしまして、本市職員を対象とした防災講演を開催いたしております。

文化・教育関係といたしまして、鍋田干拓に多くの方が入植された長野県阿南町新野地区との交流を行ってございまして、平成25年には本市で阿南町新野地区の新野の雪祭り、国の重要無形民俗文化財でございますけれども、そちらの公演をきっかけに、平成26年度と27年度にお互いのまちの紹介や伝統芸能の紹介などを行い、お互いのふるさとを理解し、見識を広げることにつながるため、栄南小学校と阿南町立新野小学校との交流を行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、総務部長のほうから、国際交流及び地域間交流についての実績ということで御説明をしていただきました。その中では、国際交流が4件、地域間交流が3件ということで継続的になされておる部分もあるわけでありましたが、国際交流につきましてはオランダとの交流の継続、連絡がなくなった、また黎明高校による国際交流週間 in YATOMI、さらにはあいち国際映画祭ということで報告があったわけでありまして。

地域間交流につきましては7件、金魚サミットに参加していただきました大和郡山市の金魚、さらには熊本県の長洲町ということで金魚サミットを行ったと。また、今後もそういったことをやっていくということでありました。

防災関係におきましては、地域間交流として浦安との連携をさらに深めていくということでありました。さらには、報告があった中で文化・教育関係として、鍋田干拓に多くの方が入植されて以来、長野県の阿南町との交流が深まって、たしか去年の10周年事業にはお招きをして式典に同席していただいた経緯があるわけでございます。

その中で、オランダの問題と黎明高校の問題を質問させていただきます。

現在行っている国際交流事業として、平成21年度から愛知黎明高校との共催で国交流週間 in YATOMIを開催し、同校が姉妹提携している外国の、これはアメリカとオーストラリアと聞いております。その高校生を招き、市内の保育所や小・中学校の児童・生徒、さらにはホストファミリーとして受け入れていただく地域の方々との交流を行っているという報告でありました。

この件につきましては、一般市民からの視点から見ますと、国際交流の場としての実感が湧いていないのではないかと指摘があります。いっそ一般市民の皆さんの視線で国際交流がなされているということに御尽力をいただきたいと思っております。

また、総合計画基本構想では、オランダ王国との交流の充実に努めるとともに、市民主体の多様な国際交流の展開を促進しますとうたわれております。思えば平成17年、愛知万博が開催された際、フレンドリーシップという事業において万博参加国と愛知県下市町村との交流が行われ、弥富町はオランダ王国との交流の機会がめぐってきました。オランダといえば、海拔ゼロメートル地帯、農業王国、観光先進国として世界に名高い国であり、弥富市がお手本とすべき最高のパートナーであったと思います。あのとき絶好のチャンスと捉え、大きく前進すべきだったかもしれません。

十数年月日がたった今、市内にも多くの外国籍の方々が生活されており、状況もさま変わりしました。グローバル社会を迎え、弥富市も現状を抜け出し、他市町村のように市が主体となって海外都市との姉妹都市提携等を行っていき、一般市民間での国際交流が身近なものになるべきなのではと考えます。

総合計画は、各種施策の根幹となすべきものと位置づけられ、最重要計画であるはずで、平成26年に後期基本計画も策定され、弥富市のあるべき理想として、「みんなでつくるきらめく弥富」「自然と都市が調和する元気交流空間」とのスローガンを掲げ、その実現に邁進されておられます。現在、愛知県下38市の中で、弥富市、常滑市、江南市、愛西市、あま市以外の33市町村が姉妹都市提携等を行っており、隣の蟹江町におかれましてはアメリカのマリオン市、さらに飛島村におかれましては毎年、未来の飛島村を背負って立つ中学2年生の生徒たちが夏休みを利用して姉妹都市のアメリカ・リオビスタ市へ研修に出向き、そういった熱の入れようであります。これは全国的にも有名になっております。

総合計画にも掲げられた国際交流、姉妹都市提携や人材交流などの現状を踏まえ、市の見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

平成21年度から平成30年度までの10年間の計画期間といたします第1次総合計画でございますけれども、その基本構想の中にオランダ王国との国際交流の充実に掲げておりましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、オランダとの交流が途絶えていることから、平成26年度からの後期基本計画の中におきましては、そのオランダ王国との国際交流の充実に主要施策から削除させていただいております。

海外都市との姉妹提携につきましては、自治体が行う国際交流を推進する典型的な手法の一つではございますけれども、市民が参加できる機会も多いことから、国際交流施策の中核

として重要なものとなっております。姉妹都市提携は、相互理解や国際親善の推進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といった大きなことから、姉妹都市提携を通じまして相手地域のニーズを的確に把握し、きめ細かな交流を行うことにより、儀礼的な友好親善を目的にするものだけにとどまらず、人的交流、文化交流、さらには技術・経済交流といった共通の目的を持ち相互協力まで発展しているものもございます。

姉妹都市提携を行うに当たりましては、交流の内容や目的を明確にする必要があり、また予算のこともございますので、姉妹都市提携を行うことが本市にとって有益なものとなるのか、また継続できる体制づくりができるかなど、慎重に精査していく必要がございます。

まずは各分野の草の根交流から始まり、その後、姉妹都市、友好都市等提携の機運が高まりましたところで、交流が醸成してきた後に、お互いの都市間での調整を行いまして連携につながっていくものではないかと考えております。弥富市の将来を見据えまして、有効な事業であるかよく精査いたしまして、取り組むかどうかについて協議していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 知りませんでした。前期基本計画に示されていたオランダ王国との国際交流の充実を主要施策としていたわけですがけれども、これが後期の計画から削除されていたわけでありまして。質問はもっと頑張って交流したらどうかという質問でありましたけれども、これはもう既に削除されていたわけで、削除されたものをもう一遍やってくださいということもなかなか言いにくいわけでありましてけれども、全く勉強不足で申しわけありませんでした。オランダとの交流をもっともっと深めていただきたいという質問ではありましたがけれども、こういった報告であります。後期計画において、もう削除をしてあるということでありましたので、それには前段で話があったように、仲介されていた事業者も撤退されたということでありまして、やむを得ないかなあと思っております。

その国際交流につきましては、また期待を持つような答弁でもありました。どうか人的交流、文化交流などをさらに深めていただけるようなパートナーを見つけていただいて、総合計画の中にあります国際交流を見出していただきたいと思います。要望しておきます。

それでは、次の質問に入ります。

総合計画では地域間交流についても、本市の特性・資源を生かした国内の自治体等との交流活動を促進し、地域活性化や市民生活の向上に役立てていきますともうたわれております。

先般、愛知大学法学部の地方自治専攻の学生さんと市職員との間で、弥富市の地域課題についての意見交換が行われました。その結果は学生さんたちによって政策提言としてまとめ上げ、その内容を第2次総合計画の参考に生かしていこうとのことで新聞報道がなされました。ただ、大学と行政との連携は珍しいことではない時代であることは否定できません。

また、弥富市の代名詞である金魚に関しましても、昨年の市制10周年記念事業に、その一環で、同じく金魚で有名な大和郡山市や長洲町などを招待して金魚サミットが開催された、これは報告のとおりであります。これらの自治体と姉妹都市提携等を行い、一般市民間や生産者間での交流を促進していてもよいのではないかと思います。愛知大学との連携の経緯や全国各地の都市との交流について、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

まず、愛知大学の連携の経緯等につきましてでございますけれども、市民の多様なニーズに応えながらまちづくりを進めていくに当たりまして、大学との官学連携による大学内の知的資産や人材等を活用することによりまして、政策及び計画等に外部意見を取り入れることができ、地域課題の解決に向けた取り組みができると考えられます。このことから、平成27年度に大学と弥富市との連携・協力に関する協定締結に向けて方針を立てまして、名古屋市内にある愛知大学を含む3つの総合大学に連携・協力に関する件について御相談をいたしました。

その中では、大学と弥富市は過去から全く何の関連もなく、関係もない状況におきましては、協定はいきなり締結することはできず、草の根的なつながりからではないでしょうかというようなことで、すぐに協定は難しい状況でございました。しかし、市の行政改革につきまして愛知大学法学部の入江教授に相談に伺う機会がございまして、それが縁で入江教授に平成29年度より新たに弥富市総合計画審議会委員に就任していただけることとなりました。

第2次総合計画策定については、本市の市民協働の手法を導入し、策定していきたいということを入江教授に御相談いたしましたところ、入江教授のほうから、ゼミの中でそのような課題を取り入れて取り組んでみましょうということで、本年の5月に愛知大学笹島キャンパスでの本市の現状及び課題について出張講義をこちらから行いまして、8月には本市の政策課題について愛知大学生と所管課職員とのワークショップ及び市内の現地調査が行われております。12月には、この調査に基づきまして、政策課題別に論文として市民向けに政策提言発表会を開催し、市長を初め総合計画審議会委員さんによる評価、コメントを行っていただく予定となっております。

これらの取り組みを行うことで、入江教授に大学と弥富市との連携・協力に関する協定、先ほどの協定締結を再度相談したところ、愛知大学のほうから協定の締結の同意が得られまして、9月11日、昨日でございますけれども、弥富市と愛知大学との連携・協力に関する協定を締結することができました。

本市は、この協定締結を機に、地域の活性化、産業の振興、地域文化の振興、福祉の推進、また教育及び人材育成に関することについて、愛知大学と相互に必要な支援と協力を行って

まいりたいと思います。

そのほか、全国都市との交流につきましては、先ほどこれまでの本市の取り組みを報告させていただきましたけれども、今後も地場産業、防災、文化・教育、各方面において本市の特性・資源が活かされた交流活動を促進し、各分野における草の根交流が醸成した後に、地域の活性化や市民生活の向上に役立てていけるような地域間交流ができればと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 実はきょうの中日新聞に、昨日、弥富市と愛知大学との連携・協力に関する協定締結式を行ったというニュースが中日新聞で取り扱われて載っておったわけがあります。正直なことを言いますと、我々の知らないところで、こういった地域間の課題を角度の違ったところから見て、今後の弥富のまちづくりに取り組んでいくということが進んでおったわけであります。今の報告によりますと、もう既に平成27年度からこういった計画があったということでありますけれども、これもこういった形で進んでいっておることがわからなかったという意味では反省をしなきゃいかんなあと思っております。

この地域の課題についての一連の愛知大学の新聞報道につきましては、後ほど市長のほうから総括して答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。さらには、この総合計画の話が終わりましたら生涯学習と続きますので、生涯学習においても、今回、愛知大学と弥富市が協定を結んだという報告でありましたので、また最後になりますけれども、市長のほうから総括して答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

各地との都市の交流につきましては、市が力を入れれば入れるほど、市民と、また生産者の間で交流が深まるものだと思います。お金のかかることではありますけれども、どうか継続的にこういったことを取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

先ほどの黎明高校の話ですけれども、市内私立高校などのような事案を積極的に支援し、今後は国際交流を発展させていただきたいと切にお願いし、ますます発展的に国際交流事業が盛んになるよう、行政として支援をしていただきたいと思います。

この思いを抱きつつ、本年4月22日に森津の藤公園において、弥富市唯一の名誉市民であります服部擔風先生の生誕150年事業が開催されました。私自身も文化協会の一員として参加させていただき、大変貴重で有意義な時間を過ごさせていただきました。服部擔風先生の書斎であった藍亭の竣工式も兼ねた開催であったため、擔風先生と交流のあった郁達夫さんの孫にあたる郁峻峰さんと中国は富陽市にある郁達夫中学校の校長先生をお招きできたこともあり、国際的な意義も十分にあったかと思っております。先日、文化協会にお話を伺ったところ、10年前には富陽市へ訪問団が訪中したこともあるそうです。大変有意義であったことで

あろうと想像をいたします。今回、10年の時を経て、再度、中国との交流が実現したわけであり、これを機に今後も継続的に交流を続けていただき、弥富市として率先して協力、また援助を行っていただきたいと思いますが、市としての見解を御報告をお願いします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 中国富陽市との交流についてお答えいたします。

経緯といたしまして、中国の小説家、郁達夫氏が大学生であった大正5年に、弥富市唯一の名誉市民である服部擔風先生のもとを訪れ漢詩を学び、両氏の交流が始まることとなりました。平成18年に中国テレビ局がドキュメンタリー番組で五之三にある郁達夫氏の碑や関係箇所の取材に訪れ、当時の文化協会関係者や市職員と懇親を図り、そしてこのことが縁で平成19年に中国の郁達夫中学校創立50周年記念事業に、弥富市から文化協会を中心とした訪中団を結成し、交流したのが始まりであります。

その後は、弥富北中学校と郁達夫中学校の作品の交換などで交流しましたが、ここ数年は途絶えておりました。議員のおっしゃるように、本年4月22日に服部擔風生誕150年記念事業を行い、来賓として郁達夫氏の御子孫である郁峻峰氏と郁達夫中学校の校長先生をお招きし、交流を深めたところであります。そのときに、郁峻峰氏と校長先生の話の中で、本年11月に郁達夫中学創立60周年事業が開催される予定になっており、弥富市の皆さんもぜひ来ていただきたいとのことでしたので、現在、中国側と調整をし、文化協会の協力のもと、ぜひ訪中したいと考えております。

また、訪中に当たっては職員も派遣しまして、中国富陽市の意向をお聞きしながら、弥富市と富陽市の文化交流のあり方などを議論し、今まで以上の交流ができればと考えております。

服部擔風先生が残された偉業を後世に受け継いでいくためにも、文化協会が中心となり中国との交流が今後も継続・発展するよう、市・教育委員会も協力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 文化協会の協力のもと、中国側と調整して11月に訪中したいという考えでありますけれども、こういう漢詩のブームが去って非常に冷え切っておるところで、果たして何名の方がどういう形で参加されるかはわかりませんが、市当局としてこれだけ力を入れるという言葉は言っていただくならば、お金のほうでも協力をしていただきたいと思っております。皆さんが参加しやすい状況をつくっていただきたいということでもありますので、何とか、お金がないお金がないという弥富市でありますけれども、一生懸命力を入れてやると言った以上はつけていただきたいと思っておりますので、教育部長、よろしいですか。もう一回、返事をもらえますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ことしの春に服部擔風先生の藍亭の公開をさせていただき、中国から郁達夫さんの子孫、あるいは郁達夫中学の校長先生等をお招きしながら交流ということを見せていただきました。先ほど教育部長が答弁したとおりでございます。そして、そのときには郁達夫中学の60周年記念事業がこの秋にあるから、ぜひお越しいただきたいという旨のお話がありました。お話だけでは私たちとしてもそれはそれという感じでしたので、正式に文書を向こうのほうに提示させていただきまして、どのような詳細に対して、この企画というか事業をしていこうというような話をやりとりさせていただいたわけでございます。そうした形の中で、文化協会の方にも御参加いただく、あるいは私ども職員が、今のところ教育部長、あるいは教育長も私は参加したらどうだという形で考えております。そして、生涯学習課長というような形の中で職員も参加させていただきたいと思っております。

そしてまた、文化協会及び一般市民の皆様方については、従前からそういうお話をさせていただいて市のほうが負担をすべきというようなところもあるかもしれませんが、そこは積極的に自費で参加するというお話もいただいておりますので、ぜひそういった形の中で一緒になって交流の場をつくっていただければ大変ありがたいなあと思っております。ぜひ佐藤議員においても御参加を私どもとしては希望しておりますので、大変申しわけございません、自費で参加していただくように、よろしく御検討いただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 私は心に決めて、11月の上旬に100%実費で参加する予定でありますので、ぜひ皆さん募って大訪中団をつくっていただいきたいなあと思っておりますので、お金のかかることを多少でも援助していただければ輪が広がっていくんじゃないかなあということで質問させていただきました。私は100%実費で参加させていただきます。

最後になりますが、行政と文化協会が強力にタッグを組み、文化を通じた実りある国際交流が実現するよう、さらにはそこから交流の枝葉ができ、中学校の交流などに発展することを切に願ひまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、弥富市における生涯学習のあり方について質問をさせていただきます。

生涯学習とは、その文字が示すとおり、その活動期間は生涯であり、教育ではなく学習に重きを置いていること、現代社会において重要な意味をなすことからこそ提唱された理念だと思います。生まれてから、その一生が終わるまで、それぞれの年代、場所、環境の変化や進化に合わせて知識を習得し、豊かな生活を過ごしていくことに幸せを感じていくことが理想の人生であります。

生まれてから家庭・地域で社会性を身につけ、子供のころには、将来自分が何がやりたいのか、何に向いているのかを考えるため大人がさまざまな知識を学校で教え、その中から自

分が興味を持った分野へ進み、社会へ出てから自身の社会的地域や役割に対する理解を深め、刻一刻と進化する文明に対応するために努力していかなければなりません。学校で自身の社会的地位や役割に対する理解を深めることもできれば、家庭、地域、社会でも、将来自分にとって何がやりたいのか、何に向いているのかを考えるための知識を教えることも可能であります。むしろ、こういった機会があったほうがより深まるはずです。

生涯学習には、まちづくり、人づくりを担う力があります。中でも、社会教育において地域の課題解決を図ることを重要視していくのであれば、もっと人づくりに重点を置いてもよいのかと思います。地域社会のために何ができるのかを考え、知識を高め合い、その学習成果を発揮していくことが大切だと思います。地域のつながりだけではなく、それぞれがいかに自立していくかに力を入れるべきでしょう。

しかし、現実にはそれぞれにさまざまな課題を抱え、地域間同士で話し合いを持っても解決ができない課題ばかりであります。話をよい方向へと進めるためには、話し合いの場をうまく進行してくれる取りまとめ役やファシリテーターの存在が必要不可欠だと思います。そういった場を提供していく行政職員の中でも、コーディネーターやファシリテーターが必要であり、そのための人材育成も必要になっていくのかと思います。まずは、地域や行政内での人材育成の方針について、見解をお聞きします。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 行政内の人材育成に関しましては、総務課が所管する各種研修会、特にファシリテーション研修や折衝力・交渉力研修、プレゼン研修などさまざまな研修機会があり、積極的に参加しているところであります。

また、生涯学習としての人材育成に関しましては、社会教育行政の中核を担う職員として地域の多様な人材が学習成果を生かして活躍できる場を設けたり、地域づくりに携わる各種団体、組織のネットワーク化を図ったり、生涯学習を振興する関係機関を支援したりする役割を持つ社会教育主事の研修に職員が参加し、資格取得して能力を発揮しているところであります。地域の学習課題を把握する能力や企画・立案能力、組織化、援助能力、調整者としての役割を持つ能力、そういう職員として特に期待しているところであります。

組織としましては、社会教育委員会におきまして文化・スポーツの利用の代表者や学校の代表者などからそれぞれの立場で意見をいただき、生涯学習のあり方を議論しているところであります。そのほか、愛知県の生涯学習システムである学びネットあいちで各種講習会・研修会の情報を収集し、人材育成での活用をしております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） まさにきょうの新聞のように、地域課題をどうまとめていくかということであるわけでありまして。地域の多様な人材が学習成果を生かして活躍でき得る場を設

けていただいたり、また生涯学習システムの学びねっとあいちなどでいろいろな講習を受けていただいて、人材育成につなげていただきたいと思いますというところでもあります。

生涯学習は、数字合わせで答えを出すということが本当に難しいわけでもあります。今、各地域でも祭りが催される中で、人が集まらないとか、後継者がいないとか、また各種団体においても、団体の会員が減っていくばかりである。きょうも鈴木議員のお話がありましたように、いろんな形で団体の組織の弱体化が進んでおるわけでもあります。そういった中で、ひっくるめて生涯学習という形の中で、こういった問題を片づけていったらなあという思いで質問しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に進みます。

先ほど教育機関等の連携についてお話をさせていただきました。当然、行政においても、首長部局や教育部内部でも連携がないと地域づくりは進みません。ましてやNPOと協働など、到底不可能であります。生涯学習は、住民主体の総合政策に一番近いところに位置していると言っても過言ではありません。よって、市民と協働での生涯学習事業を強化し、そうしていくことが最重要課題であると痛感いたします。

弥富市の状況は、町並みが再編され、核家族化、少子・高齢化等も進展し、地域の連帯感や人間関係が薄れ、個人が主体的にコミュニケーション活動に参加することも少なくなってしまいました。個人と社会との関連が薄らぐ中において、青少年の健全育成や地域医療、地域福祉、環境保全などの社会全般が直面する課題への対応が困難になっています。そのため、周囲の住民や地域のために何か行動を起こすことに喜びを感じ、ごく自然の流れで活動できるよう、社会全体の雰囲気や環境づくりが求められております。

行政として、この雰囲気や環境づくりについて、お考えをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 生涯学習を取り巻く環境といたしましては、出生率の低下による少子化が進むとともに、団塊の世代が高齢期を迎えることもあり、高齢化が急速に進んでおります。少子化社会におきましては、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりがなお一層求められております。

高齢化社会におきましては、市民が心身ともに元気で自立した生活が送れるよう、生涯学習の側面からも支援が必要となっております。生涯学習に限らず、学校・家庭・地域の連携による地域の教育力が望まれておりますが、価値観の多様化が進み、余暇時間の使い方も、旅行や趣味、学習、スポーツに打ち込む人、地域活動やボランティア活動に参加する人など、多様化する生活様式に対応できる情報、学習メニュー及び実践できる場所の提供が求められております。このため、生涯学習に関する全ての部署と連携をしながら、魅力ある教室またはイベントづくりを開催し、市民の生活の向上につなげていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 学校・家庭・地域の連携による地域の教育力が望まれているということであり、まさにそのとおりであります。こういった問題が、どんどんと希薄化していつているわけであり、

今、文化協会において会員が一向にふえていかない、どうなっているんだろうとかいろいろな話を聞くわけであり、もっともっと学校・家庭・地域、そういったところに文化協会が入り込んで、これからの子供たちにもいろんな情報を提供していったらいいかなあと思います。

一つの例として、今、日本中に将棋ブームが起きておるわけであり、文化協会にもそういったクラブはあるわけですが、一向に弥富では将棋ブームは起きていない。これはどこに原因があるかということになると、学校側に将棋をやっている人、またそういった文化を持っている人がもっともっと入り込んで教えてやっていただきたい。そういった垣根を取り外せば、何かのきっかけができるんじゃないかなあと思っております。

次の質問に入ります。

体制を整備するためには、推進協議会や支援センターの設置が必要不可欠です。生涯学習の理念が提唱されて以来、生涯学習の先進都市では何十年も前に設置されているわけであり、推進協議会は、学校、社会教育関係団体を初め、幅広い機関・団体の関係者が集まり、連携し、協力関係を構築するとともに、地域のニーズに応じた活動の推進方を検討し、奉仕活動、体験活動を推進する上での諸問題について協議を行う場であり、支援センターは幅広い情報収集や提供、指導者の登録や紹介、相談などのコーディネート等を行う拠点であります。先進都市と比較しますと、弥富市はこの2点について非常におくれていると言わざるを得ません。特に支援センターの設置・運用は急務ではないかと考えます。

今現在、社会教育センター等で各種団体の活動が活発に行われております。その活動をより活発にするには、横断的な交流も深めなければならないでしょう。今の現状では、その方策を見出せるだけの組織体系や場所、ありとあらゆるものが十分ではありません。

そこで、各種分野において活動している団体・個人が活発に活動できる環境の提供をいち早く実現するために生涯学習推進センターを創設し、市民参加型の生涯学習を早期に実現させるべきだと考えます。既に何十年も前にセンターを開設した先進都市では、各種団体と共同運営を実施したり、運営委員会を立ち上げて持ち回りで開設しているところもあります。

いずれにしても、市民参加型の事業運営であり、新規参加者、団体とうまく共存もできるようにしないといけません。行政主体の運営では、職員体制等も含めて限界や壁があり、新規事業は望めない状況となってしまうと想像をしています。市民による要望、提案はますます複雑化していき、市民だけではなく、それに応えていく行政にとっても共同運営を推進

めることにメリットを感じ、この形が生涯学習理念に近づいたものだと考えます。

厳しい言い方かもしれませんが、生涯学習課と名称は変更されたものの、まだまだその名称に値するだけの組織運営はされておられません。生涯学習の推進は弥富市の活性化と連動しており、今後の発展へとつながる重要な分野であります。今後、住みよいまちづくりの推進の一環として、生涯学習推進センターの創設について協議しなければならないと考えますが、市の考えをお聞かせ願います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 生涯学習課は、平成23年4月より社会教育課から名称変更しました。社会教育は学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動のことで、一方、生涯学習は学校教育及び社会教育に係る学習並びに文化活動など、生涯にわたる学習のことであります。

現在は、総合社会教育センターが生涯学習センターの役割を担っております。生涯学習に期待される役割は、行政だけでなく、学校、家庭、地域、団体やグループなど、さまざまな主体によって担われていくことと考えております。特に市民主体の生涯学習が行われていくために、学習と活動を結びつけるなど、市民一人一人が日常的に直面する課題解決に向けて、自分たちで物事を決め、ともに解決に当たるといった市民力を身につけることにより、さまざまな分野で市民参画を図るといった仕組みづくりを推進することの必要性を感じています。

そこで、市民の主体的な学習を支えるための学習機会の創出に向けてネットワークづくりや講習会等を実施するとともに、幅広く生涯学習に対する相談に応じられる体制を構築し、学習から活動へと結びつけるための支援を行いながら、まさしく議員の言われる生涯学習推進センターとしての機能を発揮していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） たしか私、23年の3月議会だと思いましたがけれども、このときに、なぜ弥富は社会教育課なんだと、生涯学習課に変えたらいいんじゃないというような質問をした覚えがあります。名前は変わりましたが、先ほど言ったとおりであります。生涯学習に期待される役割は、行政だけではなく、学校、家庭、地域、団体やグループなどさまざまな主体になっているという報告がありました。どうか一般の市民の皆さんが積極的に参加できるような生涯学習にしていきたい。

そういった意味において、きょうの中日新聞は全くヒットでした、私の質問に対して。市長、この件につきまして、これまでの大変な苦勞もあったかという報告でありましたけれども、今後の期待等についてお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

市と愛知大学との連携・協力に関する協定の締結式を昨日行ったわけでございます。そして、本日の新聞にも掲載をいただいたということでございます。

私たちは平成18年4月1日、新市弥富市という形の中で合併をして誕生したわけでございます。そのときには、人口減少、少子・高齢化による社会がますます進展してくる、あるいは地方分権社会における行政の役割はどうしていったらいいんだろう、あるいは将来にわたる行財政基盤というものをしっかりと確立していかなきゃならないということが私たちの合併の趣旨でございました。そして、平成21年から第1次総合計画を立案し、そして平成30年まで第1次総合計画があるわけでございます。

この計画につきましては、もちろん多くの方に参画していただいて、この計画を練り上げてきたわけでございますけれども、それは今まではこの計画に対して、ほかの計画もそうなんですけれども、株式会社行政とか、そういった外部のブレーンが中心となって、この基本計画を考えるということが我々行政の大きな一つの形でもありました。そこから脱却していきたいというのが私の大きな考え方の一つであります。だから、平成31年から平成40年までの第2次総合計画をこれからいろいろと御協議していただくわけでございますが、その中で愛知大学と一緒に組めないかということで入江教授に御相談申し上げ、そしてその考え方について御理解をいただき、これから進もうとしているわけでございます。

もちろん、私は行政をつかさどるものとして職員の力を信用していくわけでございますけれども、全く異分野の方たちと協議をすることによって新しい価値が見出せるだろうと思っております。そういうことこそ、地に足がついた我々の総合計画ではないだろうかと思っております。人から与えられたものを実行していくということにつきましては、なかなか力が入らない部分も出てくるだろうと思っております。そうした形の中で、新しい地域の活性化はどうあるべきか、あるいは産業の振興はどうあるべきか、あるいは地域文化の振興はどうあるべきか、あるいは福祉についてはどうなんだ、あるいは教育、人材育成についてどうしていったらいいだろうということについて、しっかりと異分野である大学との連携・協力という形のもので一度やってみたいということを職員のほうに話をさせていただいております。

そして、いろんな細項目というか細かい分野において職員と大学生と一緒に協賛する、そして何か新しいものがそこから見出される、そういうことを狙いとしてやっていく。そして、大いに職員にも勉強していただくというようなことになっていく、そんなようなことを考えておるわけでございます。そういったことに対して、川井学長・理事長が御理解をいただき、昨日のような締結式になったわけでございますので、今後はその進捗状況につきまして、議員各位にも御報告申し上げていきたいと思っております。第2次総合計画は、み

ずからの職員の力をこの中に入れていくという形で、生きた総合計画にしていかなきゃならないんだということを強く申し上げているところでございます。

また、生涯学習センターについても、先ほどいろいろと議員からお話をいただいておりますけれども、これもこれからの連携・協力の項目の一つとして上げていきたいと思っております。そして、この地域に本当に住んでよかった、住みがいのあるまちだということにしていきたいと思っておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員、まとめてください。

○14番（佐藤高浩君） 時間が来ました。まさに地域における課題をこういった形で解決していただいて、平成32年1月には新市役所の竣工という大変うれしいことがあるわけでありまして。そのときには弥富市が変わったなあと、変わっていくなあとという実感のある施策をどんどん取り入れていただきたいことを要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2つの項目について質問をいたします。

それでは、1項目めの質問から始めさせていただきます。

先ほど午前中の市長の答弁にもございましたが、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年、日本の高齢化率は約30%にまで上昇し、社会保障費の確保が困難になることが懸念されております。同様の質問が昨年度12月に議会において堀岡議員からなされておりますが、今回は平成28年度4月から始まりました介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、堀岡議員のその当時の質問並びに本日午前中の永井議員の質問と重複しないよう尋ねていきたいと思っております。

政府は、公的な医療や介護への依存傾向を改め、病気や障がいがあっても可能な限り自立した生活を営める地域づくりを推進すべく地域包括ケアシステムの構築を打ち出しております。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は、その基礎づくりの一環をなす事業として位置づけられております。

全人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が7%を超える高齢化社会から、高齢化率14%を超える高齢社会に至るまでの年数は、フランスで114年、ドイツで42年要しておりますが、日本では四半世紀足らずで達しており、高齢化のスピードがいかに速いものかが理解できません。そして、2007年には21%を超える超高齢社会へと進んでおります。その後、第1次ベビーブームに生まれた約800万人の方々が後期高齢者に達する2025年には、高齢化率は30%に達します。長生きであることは大変喜ばしいことではありますが、日本の場合、少子化、出生率の減少が同時に起きているため、私たちの暮らしを脅かすさまざまな問題が生じるおそれがあります。これらの問題を総じて「2025年問題」と呼んでおります。

この問題の中でも最も深刻化しているのが社会保障費の増大であり、2025年には1.8人で1人の高齢者を支える状況になると言われております。このまま何も対策を講じずにいれば、大増税を初め介護離職など、親の介護を理由として経済困窮といった問題が他人事でなくなってくるかもしれません。政府では、これらの問題を解決すべく、介護人材の確保や処遇改善に向けた施策を打ち出しておりますが、全国的に改善の見込みが得られていないのが現状であります。

その中、2015年から段階的に導入が始められている総合事業は、2025年に向けての地域包括ケアシステムの基礎づくりとして実施する事業の一つに掲げられております。弥富市では平成28年度から総合事業が本格的に開始されたわけでございますが、従来の介護予防サービスでの国の介護予防制度によって基準や単価が全国一率であったものが、各市町村が基準や単価を設定して運営することとなっております。各自治体が主体となることで自由度が高くなり、地域の実情に応じたサービスを創意工夫によって提供できるようになりました。

そこで、我が市における介護予防の施策全体を見据えた上で、総合事業の役割、立ち位置の考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 弥富市でも団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けてさまざまな施策を講じております。その中でも、高齢者が住みなれた地域で生活を継続でき、いわゆる健康寿命を延ばしていくための介護予防・日常生活支援総合事業の役割は、地域包括ケアシステムの根幹をなすことは言うまでもありません。

介護予防に係る地域支援事業には、介護予防事業、包括的支援事業（地域包括支援センター及び任意事業）、包括的支援事業（社会保障充実分）から構成がされており、介護予防・日常生活支援総合事業は介護予防事業を指しております。弥富市介護予防・日常生活支援総合事業には、ヘルパーなどの訪問型サービス、デイサービスなどの通所型サービス、介護予防ケアマネジメントを初め、一般介護予防として、はつらつ会の皆さんにも活躍していただ

いております健康運動指導士、健康づくりリーダーによる健康体操や体力測定などを行っています元気塾、市内各地区で実施していただいております高齢者の集いの場「ふれあいサロン」、タブレット端末を使い認知症の予防を図る脳若トレーニング教室などを実施しております。

他に地域支援事業には、地域包括支援センターが行う総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント支援の各事業や、ささえあいセンターの生活支援体制整備事業、弥富市も平成29年4月から実施しています認知症初期集中支援チームの認知症初期集中支援推進事業、現在、海部津島の各市町村と調整を行っておりますが、平成30年度から市町村で実施することが義務づけられております在宅医療・介護連携推進事業などがあり、それら一つ一つをより充実したものに確立していくことにより、地域包括ケアシステムが実現するものと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 導入されてから2年目ということで、ある程度効果を問うということは時期尚早だということでございますし、しかしながら全国的に見ましても早くから導入をされている自治体におきましては、要介護認定者が低下傾向にありますし、介護給付費の上昇率が低減しているという報告もあります。さらには、総合事業利用者のうち更新申請をしない人がふえているなど、今後の事業に期待していきたいというようなことで思っております。

次に、自助や互助における活動やサービスの強化・開発は簡単なことではございません。また、体制を一旦整備すれば完了というものではありません。高齢者のライフスタイルや地域の状況は変化するものであり、それに応じて活動やサービスの強化・開発が継続して行われるような地域の基盤ができていくことこそが重要であり、これは地域包括ケア研究会が平成28年3月に発表した報告書で強調されている地域マネジメントの考え方になるものでございます。

住民や団体・企業は、自分たちの思いや理念に基づいて、それぞれの活動やサービス提供を行っています。そのような個別の取り組みに加え、介護事業全体では、多様なニーズに対応するため、住民などが協力して協議や実践を行う協働を進めることが期待されております。協働とは、さまざまな方々が互いを尊重しながら、できることを持ち寄って取り組みを進めることですが、合意形成や調整に手間も時間もかかります。しかしながら、総合事業のための介護全体の事業ではないということでございますし、全体では幅広い地域資源の充実を目指すものでありまして、多様な活動やサービスのうち総合事業の対象になるのは、その一部でございます。

弥富市としては、地域の課題と資源に関する情報共有、関係機関への協働の働きかけ、分

野間での調整、充実に向けた方針の検討、総合事業の対象の選定などを実施していただき、介護全体の事業と総合事業の関係性を意識しながら、両事業を推進していく役割を担っていただいていると思っております。地域包括支援は定着しつつあると思いますが、個々のサービスに対するニーズを市民の方々などが協議や実践、この協働という形で進んでおられるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 個々のサービスに対するニーズを吸い上げるために、地域における民生委員のきめ細かい対応がございます。また、地域で総合相談を担う地域包括支援センターや、ケアマネジャーがケースに対応しつつ介護保険サービスで対応しづらいことには近隣に住む地域住民の見守りや、ささえあいセンター協力会員による活動がございます。これらの活動は個々に行われるものではなく、ケアマネジャーが行う担当者会議や地域包括支援センターが招集するケア会議で、住民も交えて協議や実践されるようにしております。まだまだこれからの取り組みとなりますが、利用者を取り囲む人たちが同じ方向を向いて協働していく必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 全くそのとおりでございます。そのことを踏まえまして、次の質問であります。

協働は、関係主体がばらばらに動いては進みません。関心や価値観の異なる主体が信頼関係をつくり協力する方法を見つけるには、顔を合わせて互いの得意分野を知り、役割分担がうまく機能するやり方を実感する過程が必要でございます。そのような過程を各地域で生み出すため、関係主体が地域づくりに向けて協働で取り組むチーム、協議体と、関係主体の協働を促し、高齢者の社会参加や住民主体の活動、多様なサービスの充実を推進する方々、生活支援コーディネーターが国の体制整備事業では盛り込まれております。

この中で行政の役割とは、関係主体に働きかけるのとあわせて、協議体や生活支援コーディネーターの活動の支援、関係主体や行政庁内の連携の推進・調整を担うこととなっております。

弥富市では、協議体、生活支援コーディネーター、それぞれどの組織が担っておるのでしょうか。また、国が示しておる機能は果たされておるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活支援・介護予防の体制整備における協議体として、本市では、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員会、ボランティア団体、介護サービス事業所等の代表で組織するささえあいセンター運営委員会がその役割を担っており、地域ニーズの把握、コーディネーターの組織的な補完、地域づくりにおける意

思の統一を図る場、情報交換の場として機能しております。

また、生活支援コーディネーターは、市全体の資源開発を促していく第1層の働きと、中学校区レベルで展開していく第2層の働き、実際の住民主体の活動をマッチングしていく第3層の働きがございます。弥富市では、第1層の住民参加の仕組みを考えていく働きと第3層のマッチングの働きを担っていただいております。今後、中学校区に展開していく第2層の働きに進めていきたいと考えております。ささえあいセンターの立ち上げやサロンの取り組みへの協力、また成年後見センター設置に伴う検討会の立ち上げも研究してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 生活支援コーディネーターという資格を取るために、特に必要な資格もなければ、必要な経験も要らないそうです。しかしながら、現実的には介護の知識が全くない方がこの仕事につくことはできないでしょう。介護の知識・経験を有しており、さらには地域包括ケアシステムの考え方に共感を持っている方でなければ、それに加えてコミュニケーション能力、マネジメント能力も必要になってきまして、適任者というのはかなり絞られた方々にしか存在しないのではないのでしょうか。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの生活支援コーディネーターという方々、各自治体が地域包括ケアシステムの構築を進める中で重要な役割を担うポジションであるということ、2018年までに地域包括支援センターへの配置が義務づけられているということでございます。高齢者の生活支援と介護予防の基礎構築に向けたコーディネーター機能を果たす役割が与えられており、大きく分けると3つになっているそうです。各自治体で不足している高齢者に向けたサービスを新たに発掘・開発し、さらに生活支援の担い手となる方の育成、そして地域包括ケアシステムを推進していくための行政などの各機関と地域住民の方々との関係を構築していくネットワーク機能の充実ということ、最後にサービスを発掘・開発していく際に的確な事業者につなげていくニーズと取り組みのマッチングも役割として担っておるということでございます。

そもそも行政全体の介護から住民主体の介護へとシフトさせるための生活支援コーディネーターの設置であるということでございますけれども、設置に際して多くの自治体が二の足を踏んでいる状況であると全国的に言われておるわけでございますけれども、その理由としては、まず仕事内容が明確ではないことや、やるべきことが完全に定まっていないこと、自治体ごとに状況が違うなどということが上げられておるわけでございますけれども、さらにはこの仕事を任せられる人が限定されるということございまして、相応の知識・経験が必要となってきますし、想像以上に業務の負担が大きいとの声もあるそうです。したがって先

ほども述べましたが、この仕事を遂行できる方はなかなかいないと思われておりまして、資質を持った方を探すことも相当苦勞するのではないのでしょうか。

これら全国的には設置に関して諸問題があるみたいでございますけれども、先ほどの答弁の中でも少しお話を聞いてはおるんですけれども、より具体的に、そして我が弥富市の生活支援コーディネーターの方々の具体的な役割、そして地域包括支援センターとケアマネジャーとの連携を少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） コーディネーターの役割といたしましては、先ほども述べましたが、生活支援の担い手の育成や資源開発、利用会員と協力会員のマッチングなどがございます。また、連携につきましては、個々の利用者の担当者会議や地域ケア会議への出席、その他介護保険サービス、調整会議への出席、民生委員協議会への参加、権利擁護事例検討会の開催などを通じて、常に行っているところでございます。関係者の目線の統一を常に目指してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 地域包括ケアシステムをつくり上げていく上で欠かせないポジションでございます。しかしながら、先ほどからずっとおっしゃるわけでございますけれども、想像以上に仕事がハードであり、目的が細かいところまで落とし込まれないことが予想されます。市といたしましても、フォローをよろしく願いいたします。

次に、総合事業で利用できるサービスの中での運営事業でございますふれあいサロン、こちらは午前中に永井議員の質問、答弁にもございましたが、より具体的に質問をさせていただきます。

ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者の方々と、各種の相談に対応できる社会福祉士や介護福祉士、ボランティアなどの地域住民が気軽に集い、協働で企画し、活動内容を決め、触れ合いを通して生きがいつくり、仲間づくりの輪を広げる場として、弥富市としても委託料が予算計上されておるということでございます。29年度の予算ということでございますけれども、介護サービス事業所5カ所、福寿会・自治会等で10カ所となっておりますが、現時点での状況を聞かせていただきたいと思います。

また事業所運営、これは何ら心配することではないと思っておりますけれども、福寿会・自治会が運営しているふれあいサロンについて、具体的な運営状況を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成27年度からの介護保険法改正をきっかけに単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性も増加

することで、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することの必要性が求められ、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるということが重要と位置づけられました。

本市においても、平成27年4月から8カ所でふれあいサロンがスタートしたわけですが、現在は介護施設でのサロンが5カ所、地域団体によるサロンが12カ所の合計17カ所になり、各サロン月1回から月4回の開催で10名から20名ほどの参加者が利用をされています。歩いていける憩いの場として、高齢者のひきこもり予防に大きな役割を担っていただいております。

また、各サロンでは代表者や参加者により毎回工夫されたプログラムを行っていただいておりますし、参加者が楽しめるサロンづくりを検討しながら開催していただいておりますし、介護施設でのサロンは、やや支援の必要になった方や歩行についてもやや不安になった対象者についても、送迎支援や介護支援もあわせて行っていただいております。

昨年より、ふれあいサロン代表者のための集いを開催し、代表者のための相談や意見交換を行っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 愛知県高齢福祉課調べの県内における認知症カフェの実施状況によりますと、平成27年度では39自治体において161カフェ、28年度で46自治体で287のカフェが開設されたということになっております。弥富市においてのふれあいサロンが、イコール愛知県が示している認知症カフェということではないそうでございますけれども、愛知県全体を見てもふえてきている状況だと思われ、そして愛知県としては2020年には県内全市町村に普及させていきたいということがございます。弥富市内においても、ふれあいサロンの増設並びにますます内容の充実を図っていただくことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

総合事業では、二次予防事業の対象者から要支援2まで幅広い高齢者の方まで対象になっていますので、しっかりとしたアセスメントを行う能力が求められます。今の要支援1・2の方だけでも現在ケアマネジャーに負担がかかっており、より軽度の高齢者が加わり自立を促す視点がさらに要求されるケアプランづくりは、より高いスキルが必要となってくると思われます。

総合事業としては何らかの支援が必要な65歳以上の全ての方が対象であり、要介護認定で非該当の方もサービスを受けやすくなり、要支援と非該当を行き来するような場合でも切れ目のないサービス提供が可能だと唱えられております。

弥富市として要介護認定の制度から漏れるニーズ、先ほどからの非該当の方の対応についてお尋ねをいたします。

既存の介護事業所だけではなく、NPO、ボランティア団体、民間企業、協同組合、地域住民などによるサービス提供も可能だと言われておりますが、肝心のマンパワーを確保する手だてということは十分なのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 基本チェックリストによる調査で非該当となった方に対しては、自立した生活が送れる方という判定が出た旨の通知とともに一般介護予防のお知らせを同封しております。要介護認定や基本チェックリスト該当・非該当にかかわらず、どなたでも御利用できるサービスとして一般介護予防がございます。一般介護予防の内容につきましても、最初の御質問でもお答えさせていただきましたとおりでございますので省略をさせていただきますが、この一般介護予防につきましても、今後、はつらつ会のようなボランティア団体の支援強化や地元の地域団体等の御協力をさらにいただくことにより、マンパワーの確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 政府の打ち出しております介護離職者ゼロというスローガンのもと、受け皿づくりを加速していく方針が示されておるということでございますが、肝心のマンパワーを確保する手だてというのは不十分だという、政府に対しての批判というものもつきまわっているということで、こういった評価をされている新聞記事もあるそうでございます。多様なサービスを支える担い手の確保は、これからも継続的な課題になっていくのだと思われております。

次に、新地域支援構想の趣旨の中で、要支援などの高齢者のみに限定することは現実的、効果的ではなく、子供、障がい者を含め福祉制度の分野にかかわらず、支援を必要とする全ての住民、要介護高齢者、広く支援を要する高齢者でも対応していくことが必要であると説明されておるわけでございますけれども、弥富市としての障がい者の方々に対するサービスとの融合について、考えを聞きたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 地域支援事業のささえあいセンター事業については、利用対象者を高齢者と限定せず、障がい者の方の利用も可能としております。地域包括ケアシステムは高齢者のみを対象としているのではなく、子供や障がい者、または成人も含め、全ての方が参加して初めて成り立つ社会環境の概念でございますので、弥富市としましても、介護高齢課、福祉課、児童課、保健センターなどの縦割りではなく、地域包括ケアの各対象者間の連携をしやすい体制づくりが必要だと感じております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 障がい者の方々には、その心身の状況やサービスを必要とする理由は

多様でございまして、介護サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを判断するという事は非常に困難であります。市としては、障がい者の方々が必要としている支援内容に対して、介護サービス受給の可否判断を適切に、しかも迅速に行っていただくことを要望いたします。

最後に統括して市長に伺いますが、冒頭でも述べましたが、新しい総合事業では各市町村が基準を設定して運営するという事になっていまして、市が直轄して行う事業でございます。これを踏まえ、弥富市独自のサービスを提供していただきたいと思いますのですが、2025年に向けての展望はございますか。

また、8月の共同通信による調査によりますと、ことし4月までに総合事業に移行した市町村のうち、回答された1,575自治体の45%が運営に苦慮しているというようなことが書かれておりました。市長として、これからの市民皆様が安心して暮らしていただけるための第一歩である総合事業に関して、お考えを聞きたいと思っております。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員の御質問に御答弁申し上げます。

朝方、永井議員のほうからも、この介護だとか、あるいは福祉ということについての御質問がございました。私ども弥富市といたしましては、平成28年度より1年前倒しをいたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業という新しい事業を取り組んでおるわけでございます。この総合事業において、いろんなニーズだとか、あるいはサービスというものが必要になってくるわけでございますが、そういったものがどういうところにあるのかということについては、しっかりと見きわめていかなきゃならないと思っております。

また、この地域の高齢者につきましては、私たち公助という形のやらなきゃならない問題はたくさんあるわけでございますけれども、地域の住民の皆さん、そしてNPOであるとかボランティアの皆様方にお力添えをいただいて、何とかこの地域の中での仕組みを完成させていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。この辺のところにつきましては、先ほども言っておりますけれども、弥富市第7期介護保険事業計画、あるいは高齢者福祉計画の策定の中にしっかりと盛り込んでいきたいと思っております。

第7期の計画は、平成30年度から平成32年度までの3カ年でございます。きょう三浦議員がおっしゃるように、団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題につきましては、その後の第8期の計画になってくるかなあと思っておりますけれども、第7期、第8期はほぼ同じような高齢者の数になってくると思っております。要介護認定につきましても、今現在は1,700名ほどでございますけれども、この団塊の世代が2025年という形になりますと、恐らく2,000人を超える要介護者というような認定者になるのではないかなあと思っております。

そうした形の中で、自助・共助という形の中で努力もしていただかなきゃならないわけで

ございますが、公助の役割が非常に重要であります。御承知のように、介護保険税というのは、50%は被保険者、40歳以上の方が等しく助け合っていこうということで、その介護保険税を担っていただいております。そして、そのうちの半分の50%の内訳は、25%が国が負担をしていく、そして12.5%が県が負担していく、そしてあとの12.5%が市町村が負担をして介護保険税の仕組みができておるわけでございます。

そうした形の中において、現在でも弥富市は、この介護給付額というのは30億を超えるような状況になってまいりました。そうすると、その市の負担としては12.5%あるわけでございますので、3億という形の数字になってくるわけですね。これが、認定者がふえればふえるほど給付額はふえていくというような状況でございます。

そうした形の中において、平成31年10月の消費税の改定という問題が今あるわけですが、これは社会保障、医療・介護・福祉をやっていくためには不可欠の問題だろうと思っております。だから、消費税の改定なくして、社会保障のあれは考えられないということでございます。そうした形の中で、次の平成31年10月の改定については、十分注視をしていきたい。これは私ども弥富市にとって、一つの自治体にとって、2億1,500万の消費税交付金というのが今計算をしておると来るわけでございます。そうしたことを社会保障に充てていくということが必要だろうと思っております。

もう一つは、施設の数が足りないということが大きな課題としてあるわけでございます。特別養護老人ホーム、あるいは有料老人ホーム、あるいは老健、あるいはグループホームといったような施設が足りないということが、現状、要介護認定ということがふえればふえるほど必要になってくるわけでございますけれども、これを何とかしていかなきゃならないという形で、さまざまな規制があるわけでございますけれども、そういったことについても緩和をしていただくなどして、施設の増ということについて我々の役割はあるんだなあと考えておるところでございます。

そんなようなことで、市民の皆さんが安心して暮らしていただけるようなことを本当に大きな課題として考えていかなきゃならない。これは、公の役割としては非常に重要なわけでございますけれども、みずからのことはみずからという形の中においても、しっかりと自分たち、あるいは家族の中で介護について、あるいは医療について、福祉について考えていただきたいということを言わざるを得ないというような状況でございます。そうした形の中で介護予防、あるいは健康ということに対して取り組んでいただきたいと強く思うわけでございます。

いずれにいたしましても、議員各位と同じ歩調をとりながら、安心して暮らしていただける総合事業というようなものを確立していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 将来を見据えたお考えを聞かせていただきまして、ありがとうございます。また、午前中にも介護は最重要課題だというお答えもいただいておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

しかしながら、今回の総合事業について質問をさせていただいたわけですが、資料を集めて調べれば調べるほど、難解な事業であるように思われました。国と自治体と2つの制度ができたということで、市民の方々には要支援のサービスはややこしくなったのではないかなというようなことも思っております。しかも、提供サービスにおいても一律ではなく、専門職からボランティアの方までさまざまな人々がかかわってきまして、料金も誰からサービスを受けるかによって異なっているということでもございます。それらのことから、これからも市内の利用者の方々、多くの方が疑問を抱いて担当課の窓口を訪れるかと思っておりますけれども、適切な対応をお願いいたしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

次の項目、子ども会についてでございますが、先ほどの介護予防・日常生活支援総合事業と同様に、地域の中で考えていかなければならないという観点からの質問をさせていただきたいと思っております。

6月議会におきまして、加藤議員のほうから同様な質問がなされておりますが、こちらのほうにも重複しないように気をつけていながら進めていきたいと思っております。

子ども会問題を質問する前に、大きなくくりというような意味合いもございまして、今改めて町内会・自治会のあり方について考えてみました。

深刻な大規模災害に見舞われた都市でも、農漁村でも、近隣住民の助け合いや支え合いが重要な役割を果たした事例が多く見られました。災害直後の救出から避難所、仮設住宅の暮らしを通じて同じ地区で生活をともにする人々の気心の知れた関係は、生活の迅速な再建に欠かせないものでした。また、集落消滅から里山・里海再生に向かう活動の中で、地域再生の基軸として集落の意味が再確認されております。

しかし、災害も、高齢者介護も、先のことと思いたい地域住民にとって、町内会・自治会の存在は影が薄い気がいたします。マイカーと、コンビニと、SNSがあれば、隣人とのつき合いは不要と思われることも多いのが現実であります。その背景には、日々の仕事や生活に追われる中で、今、地域がどうなっているのかの情報もなく、直接関係のあること以外はなるべくかかわりたくないし、かかわる余裕もないというのが住民生活の姿でございます。そして、そのためにこうした住民で組織される町内会・自治会は、組織の加入率の低下や役員のみなり手が無いという組織存続の危機という事態にも追い込まれようとしております。

人口減少に転じた社会の構造転換は、地域でもそれへの備えに傾いてきている状況になってきています。震災を契機に一時期注目されていたNPOやボランティア団体も、その守備

範囲が明らかになってくる中で、町内会・自治会などの地縁団体の意味と役割とが改めて問われているような気がいたします。こういった地域状況を踏まえ、それぞれ町内会・自治会の傘下に位置づけられております子ども会について聞いていこうと思います。

年齢の異なる子ども同士が遊びを通してさまざまな体験をしながら仲間づくりをし、生きるとうとさを学ぶ集まりであります。ある催しがあれば、その前に子ども会の仲間が集まって自分たちでやりたいことを出し合い、そして準備をし、当日みんなで遊びます。もちろん、子供だけが全部やれるわけではございません。子供たちだけでは荷が重過ぎることがたくさんあると思います。大人、いわゆる保護者の方々の応援をしていただくということがございますけれども、この皆さんが住んでいる地域に一番密着している組織である子ども会は自治会単位で形成されていることが一般的で、学校よりも小さな場で形成をされているということがございます。しかしながら現在、全国的に見て、子供数の減少、冒頭の町内会・自治会問題同様、社会生活環境の変化と地域における人と人との関係性の希薄化などが反映して、子ども会が減少傾向となっておりますという統計があります。

これは、全国で1982年度では約835万人でありましたけれども、2015年度では約280万人まで減ってきている状況であるという統計がございました。少子化が主な原因のように思われるわけがございますけれども、全国的な加入率の低下は、子ども会への加入者減少という要因が一番の要因であると言われております。加入に関しては任意のため、ここ数年では最初から入らないという家族も多いそうですが、入会しない理由としての多くが、行事に魅力を感じない、子供の習い事で行事に参加できない、保護者の負担がふえるからなどが上げられておりますが、しかしながら子ども会は子供のためだけではなく、地域で子育ての悩みを共有できる、子供の意外な一面を知ることでもできるといった点で、親のためにもなるといった側面があり、意外に若いお母さん方がコミュニティの場として必要と思われている事例もあるということがございます。

こういった現在の子ども会の状況を踏まえ、行政全体としては少なくなってきた子供たちをスポーツ少年団や学習塾などのその他の課外活動と奪い合うような状態になっておりまして、どこにどの程度注視し、力を注いだらよいか、選択していかなければならない段階まで来ているのではないのでしょうか。

弥富市の単位子ども会の推移並びに現況、市子ども会連絡協議会の活動状況、そして現在抱えている問題点など、あれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 1点目の単位子ども会の推移につきましては、平成26年4月1日現在、54単子であったものが、今年度4月1日は48単子と6つの子ども会が減少し、会員数も平成26年4月1日現在、1,655人であったものが、今年度4月1日は1,364

人と291人減り、小学生全体の人数から算出した子ども会への加入率は、平成26年度、65.7%であったものが今年度は55.86%と9.84%減少し、単位子ども会の推移としては年々減少傾向にあります。

活動の内容につきましては、単位子ども会でそれぞれ行われておりますが、主な活動事例といたしましては、廃品回収や日帰りバス旅行、映画鑑賞やクリスマス会などが上げられ、市は単位子ども会へ1万5,000円と会員1人につき100円を加えた助成金を補助しています。助成につきましては、新たに取り組みたい活動や特に充実させたい活動がございましたら、子ども会連絡協議会で十分協議され、事務局まで申し出ていただきたいと思いますと考えております。

2点目の市子ども会連絡協議会の活動状況としましては、会長と8つの学区から選出された2名ずつの育成者の計17名の役員から構成され、運営がなされております。主な行事としましては、ドッチボールを行う夏季スポーツ大会、大縄跳びを行う冬季スポーツ大会、その他秋には活動顕著な子ども会や育成者を表彰し、また各学区の子ども会の6年生による合唱やダンス、太鼓の発表を行う子ども会大会などが行われています。

3点目の現在子ども会が抱えている問題点につきましては、会員数の減少や役員となった親の負担増加が上げられております。原因といたしましては、子どもの塾や習い事がふえてきて子ども会をやめてしまったり、また土・日に活動が集中し、仕事を持つ親にとって負担が大きくなったりしていることが考えられております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 単位子ども会、それに伴った会員数、想像以上に減少の一途をたどっておるといってございませう。加入率に関してはもちろん減少はしておるわけでございますけれども、学区によって大分状況が異なっているのではないのでしょうか。また、市子ども会連絡協議会の活動に関しては、単位子ども会のように各自治体の傘下であり、親御さん以外の地元の方々との接点ということで、意外と自治会への理解ということが得られにくいのかなあというようなことも思いますし、市連絡協議会の子ども会に携わっていない方々ということに関して、活動はなかなか見えていないなあというようなことございませう。協議会活動のPR、これが工夫が必要なのかなあということになってくるのかと思います。

それでは、全国的に見て、子ども会の活性化を促している事案について少し考えてみたいと思います。

子ども会の活性化の一端として、ほかの市町ではジュニアリーダー・シニアリーダーの導入をしている事例がございませう。子ども会に限らずスポーツ少年団などの活動において、皆の気持ちを理解してグループをまとめるとともに、指導者と協力してグループを目標に向かって育てていく役割を担うべく人たちがリーダーと呼ばれておるわけございませうけれども、ジュニアリーダーの対象は小学5年生以上中学生まで、役割としては会員の模範となって活

動をしていくこととなっています。シニアリーダーにおいては義務教育を終えたジュニアリーダー、またはジュニアリーダー認定資格者に準ずる人たちが対象であり、単位会及びリーダー会において模範になって活動をしていくということになっております。

行政において独自にリーダー研修を企画し、育成と活用に力を入れていくことも、これからの子ども会を存続していくには大切なのではないのでしょうか。ほかの市町でも、まだまだ見切り発車のございますけれども、どうなっていくかよくわからないような状況ではありますけれども、そもそも中高生の数も減っているということのございます。部活動などほかの課外活動との兼ね合いも小学生より多く、右肩上がりにリーダー活動を行う中高生がふえるということは考えにくいという状況ではあります、それでも大人のみで子ども会事業を行うよりも、子どもたちへの反応は確かによくなり、ある程度の規模まで育て、維持していくことが望ましいと思います。

弥富市においては、ジュニアリーダー・シニアリーダーの導入はされておるのでしょうか。私としてはこれまで存在は聞いたことございませませんが、これからの導入、育成していく計画はございますか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ジュニアリーダーやシニアリーダーの導入は、本市を含めて海部津島地域においてはまだございませません。スポーツ少年団の活動では、ジュニアリーダーやシニアリーダーが団員の気持ちを理解し、目標に向かって育てていく役割をリーダーが担っていますが、子ども会活動においても調べてみますと、明確な規定はございませませんが、中学生や高校生のジュニアリーダー、そして大学生や社会人のシニアリーダーがそれぞれ活動されている事例もございます。子ども会のよきお兄さん、お姉さんさんとして子供たちの自主的な活動を支え、話し合いや遊び、交流活動が円滑に進むように適切にアドバイスをしたりサポートをしたりする役割を担ってくれております。

リーダーの育成や活用は有効的な手段とは思われますが、中学生や高校生になっていくと、塾や稽古事、部活動等で、子供たちはさらに忙しくなっていくことが予想され、行政がリーダーの研修会を企画し、育成していく計画は今のところございませません。

単位子ども会は、各学区において独自に企画した活動やコミュニティ行事、地域の祭りへの参加など地域に根差した活動を行っておりますので、各地区の自主的な活動を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） いきなり市の連絡協議会にはということは非常に難しいお話かもしれません。しかしながら、単位子ども会においてリーダー育成、活用が可能な地区があるかもしれません。

また、これは余談ではございますけれども、埼玉県と千葉県において、各市町村に独立した地域の少年や青年に対する友達活動や話し相手になるとされる青少年相談員という制度がございます。この相談員の方々は比較的若年層ということもあり、他の教育団体と比較しても柔軟な動きがとれるということが特徴でございます。愛知県では制度自体存在はしていませんが、子ども会運営に何かしら役立つ制度なのかもしれませんということをつけ加えておきます。

それでは、これからの子ども会のあり方という点で質問をさせていただきます。

市子連のあり方は、現役員さんにお聞きしたわけでございますが、年数回の理事会と1度の総会で成り立っていると思うのですが、基本的に事務局主導になっておるのではございませんか。また、各単位子ども会においては、自治会やPTAなどとの結びつきが強いと思われ、市子連に上がっていくと活動が全く異なる状況に陥っておるのではないのでしょうか。

また、先ほどの質問でございましたが、子ども会が小学生だけのものでよいのでしょうか。現在、子どもが中学生になっても役員をしなければならないという戸惑いの声も役員さんの中から聞いておるわけでございます。実際に中高生や保育園児を子ども会に入れるかどうかは、各単位子ども会によって事情がそれぞれあるかとは思いますが、これぐらいの規約改正をしていくことが、これからの子ども会のあり方、存続において一つの案ではないかと思っております。その辺について少しお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 御質問をいただきました事務局主導になっておりませんかということに対する御回答でございますけれども、現在、子ども会は社会福祉協議会に業務を委託しておりますが事務局の運営を行っておりますが、市子連の業務として、スポーツ大会及び子ども会大会に向け、年数回の理事会及び育成会長会議を開き、打ち合わせを重ねて活動を進めております。事務局側は市子連のサポートに徹しております、役員さん方と協力し合って活動を行っていただいております。

次に、市子連と単子の活動の状況の違いの御質問でございますけれども、単位子ども会はそれぞれ地域の自治会からも助成があり、地域との結びつきが強いと思われておりますが、市子連に上がってまいりますとドッチボールや大縄跳びなど、活動自体は全く異なるものとなっております。

次に、規約の改正の御質問でございますけれども、役員の任期は各学区さまざまございまして、2年任期のところが多くあるようでございます。小学校6年生で役員をやると、中学生になっても役員をやっているのが現状でございます。

中高生や保育園児を子ども会に入れるかどうかについては、各地区の事情によりますが、市の子ども会への助成といたしましては小学生のみを対象と考えさせていただいております。

ので、御理解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） ささまざまな諸問題がございますけれども、単子の子ども会のほうで試験的にでも、支援される方が大人のみということではなくて、ほかの方々も参加できるように試験的にでも試みていただくことを要望いたしまして、最後に、弥富市としてはこれからの子ども会のあり方、存続、繁栄についての考えということで持ち合わせていただいておりますでしょうか。最後、市長独自のお考えを聞かせていただきたいと思っております。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 子ども会の件につきまして、三浦議員から御質問をいただきました。

課題は、今の質問、答弁のところでは出尽くしているのではないかなあと考えておるわけがございますけれども、とにかく小学生が対象となる子ども会という形の中においては、毎年100名ずつ減というような状況でございます。全体子供数は、今、小学生は児童が2,440名弥富市では見えるわけがございますけれども、その加入率が55%まで落ちてきていると。これは大変ゆゆしき問題かなあと考えております。

他の団体を引き合いに出して申しわけございませんけれども、福寿会であるとか、あるいは女性の会のほうも、少し会員数というのが減ってきているというような、同じような傾向にあらうかなあと考えております。しかし、子ども会につきましては、行政としてはいろいろと見直しをしていかなきゃならないと思っております。今、補助金が、それぞれの自治会の補助金は別として、市単独といたしましては、先ほど話が出ましたように1単子当たり1万5,000円、そして子供さん1人当たりに対して100円という形で、平成29年、ことしの場合だと85万6,000円の助成額をさせていただいております。その前の年が、数も多かったものですから91万1,000円というような状況でございます。この辺の額に対して、これが活動という形のものどこまで比例しているかということについては、一度見直しをしていかなきゃならないのではないかなあと考えております。そんなことで、補助額の見直しも一度検討させていただきたいと思っております。

それから、話の中にありましたように、行事に魅力を感じないというのが非常に大きな要因とあらうかなあと考えておりますので、他の自治体の成功事例というようなものについても、私たちは子ども会さんと同時に学ぶ必要があるかなあと考えております。

それから、運営のあり方ですけれども、現在は社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいて運営しておるわけがございますけれども、このあり方がそれでいいのかということについて、もう一度検討を加えたいと思っております。生涯学習というような形において戻すべきではないかという意見もございますので、そういったことも運営のあり方として検討し

ていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、子ども会活動は、その地域において、あるいは市全体において活性化していくことが大変喜ばしいことであろうと思っておりますので、いろんなことの課題に対して見直しをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員、まとめてください。

○11番（三浦義光君） 先ほど来の生涯学習の質問にもつながっていくような問題かもしれませんが、全国的に見ても子ども会がなくなっていくということは、地域が結束していくための一つツールがなくなっていくようなことでございます。これからも健やかな成長に貢献していく子ども会活動を見守っていきたいということをお誓いいたしまして、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後3時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時13分 休憩

午後3時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、平和、ヒバクシャ国際署名、保育に関しては育休退所、LINEでの広報について質問させていただきたいと思っております。

まず、平和、核廃絶のためにヒバクシャ国際署名についての質問になります。

私はことし、8月6日から8月9日の間に長崎のほうに行っていました。8月6日、9日といえばどんな日かといえば、皆さん御承知のとおり、原子爆弾、核爆弾が落とされた日になっています。毎年、市のほうでも協賛やペナントをいただいております、原水爆禁止世界大会という大会に参加してまいりました。ことしは7月7日七夕の日ですが、国連本部で核廃絶の大きな一歩である核兵器禁止条約が122の国で採択された歴史的な年となり、この原水爆禁止世界大会も大いに盛り上がっております。

核兵器禁止条約とは、核兵器の全廃と根絶を目的とした国際条約で、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶に関する条約でございます。今後、この条約が50カ国以上の国で批准し、調印されれば、90日後に発効ということで、法的効果を持つ条約となっていきます。

しかし、我が国日本の態度はどうか。日本は、皆さんも御承知のとおり、さきの大戦にあの凶悪な兵器である核爆弾が唯一落とされた国となっています。その犠牲者は最も多く、

今なおその傷跡は深く残っており、二度とあのような兵器は使われてはならない、核の悲惨さを伝えなくてはならない役割を持つ国と私は思います。それゆえに弥富市は毎年、中学2年生を広島に派遣し、また事前学習等でしっかりと学習して積極的な取り組みをしているものだと思っています。にもかかわらず、今の安倍政権は批准しない、署名もしないと言っています。

核兵器は抑止やおどしの道具ではなくて、まさしく凶悪な大量破壊兵器となっています。何もよいものは生み出しません。今、北朝鮮との緊張状態もございますけれども、そもそも核がなくなれば、このようなことはないのではないかと。本来であれば、一番の被爆国である日本こそが、この核兵器禁止条約に率先して参加すべきであり、世界中に賛同を呼びかけるくらいの対応が望まれると私は思っています。

そこで、市長にお尋ねします。

市長はこれまで、平和に対して積極的な立場で応えてまいりました。また、機会があれば、そのたびに発信していきたいと言っておりましたけれども、この核兵器禁止条約についてどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

その前に、つい先日、朝鮮民主主義人民共和国國務委員会委員長 金正恩さんに、私どもといたしましては、平和首長会議の会長名であります広島市長 松井さんのもと、この委員長に対して抗議文を送ったわけでございます。その内容については、たび重なるミサイルの発射及び今回9月3日に実施されました核実験でございます。そういったことに対して、あつてはならないという形の中で抗議文を出させていただきました。

さて、本題でございます御質問でございます核兵器禁止条約に対してどのように思うかということでございますけれども、安倍総理は8月6日、広島で開催されました平和記念式典の中の挨拶において、真に核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国と非核兵器国の双方の参画が必要であるというようなこととお話しされ、非核三原則を堅持し、双方に働きかけを行うことを通じて国際社会を主導していくと表明されておるわけでございます。

核兵器禁止条約の交渉への不参加については、核兵器の非人道性、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識のもと、理想に向け一步一步着実に近づく現実的なアプローチと異なるため、署名・批准は行わないと説明されておるところでございます。しかしながら、唯一の被爆国である日本としては、核兵器のない世界を実現するため、核保有国へ適切な働きかけを行い、できるだけ早い段階に核兵器禁止条約への参加を表明していただきたいと思っておるのが私の立場でございます。よろしくお願いたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 安倍総理が現実的ではないということで参加しないということでしたが、市長のほうは、やはりこれに参加すべきというお考えをいただきました。

私もそう思います。現実というよりも、まずは日本が率先して手を挙げていくことによって、今の核兵器を保有している国や、また今、私たち日本のように核の傘下、その庇護にあるような国々が一步を踏み出してこそ、現実的な一步を踏み出していく、進んでいく方向に行くと私は思っています。

そこでまず、ぜひ平和首長会などでも積極的な立場で市長は発言していただいて、国に核兵器禁止条約に対して調印すべきと意見を上げていただきたいと思います。特に今できる最大の行動といたしましては、きょうのテーマでありますヒバクシャ国際署名を一つでも多く集めることだと思います。

私、長崎でもらってきたのはこちらになります。このヒバクシャ国際署名は、インターネット等でもすぐ検索してダウンロードもできる形になっておりますので、ぜひ皆さんに協力していただきたいと思います。

また、このヒバクシャ国際署名、片仮名で「ヒバクシャ」と書かれております。これは、日本だけじゃなくて世界中で取り組まれているため、わかりやすくという意図も込められているそうです。

核兵器廃絶を目的として、国連総会に2020年まで毎年この被爆者国際署名を届けるようです。安倍政権は批准しないかもしれませんが、日本の国民は核兵器をなくしたいと思っているという声を届ける署名として、ぜひ積極的な立場で集めたいと考えています。

既に弥富市の服部市長を含む、さっきまでは774でございましたが、今は828の自治体の首長がこれに署名し、2017年の6月9日の集計では全国で296万3,889筆集まっているようです。

また、私が原水爆禁止世界大会に参加し、そこで多くの自治体の取り組みを聞いてまいりました。画期的だなあと私が感じたのは、市役所や公共施設に署名コーナーを設置している自治体が幾つかあったことでございます。平和首長会のほうでもそのような話が出ているとも聞いておりますけれども、そこで平和的な立場で積極的な市長として、ぜひこのヒバクシャ国際署名の署名コーナーを市役所や福祉センターなどに設置していただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在、私ども弥富市では、市のホームページの中で平和首長会議のページを設け、平和首長会議等の活動等の内容を市民の皆様へ周知させていただいております。さらに、ホームページ上で平和首長会議に外部リンクしており、市民の皆様へ速やかな情報提

供の共有に努めておるところでございます。

ヒバクシャ国際署名につきましては、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」が正式名称となり、平成28年4月からの日本被団協が主体となって核兵器廃絶国際署名推進連絡会を組織し、新たな開始をされたところでございます。愛知県では19の市町村が署名しており、弥富市も賛同自治体の一つとなっております。

また、平和首長会議による核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民の署名につきましては、私が担当させていただいた平成22年12月から取り組んでおるところでございます。平和首長会議としてヒバクシャ国際署名に賛同・協力することとし、平和首長会議に寄せられた核兵器禁止条約の交渉開始等を市民の署名とヒバクシャ国際署名で集められた署名をともに国連に提出することとしております。

今後は、市ホームページ等で当該署名活動について広く市民の皆様に周知してまいりたいと考えており、本市におきましては今のところ具体的な公共の施設等で署名コーナーの設置につきましては検討しておりませんが、平和首長会議や加盟市町村の動向等を注視し、対応していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市のホームページ等でこの署名を広く情報発信していくというお答えをいただきまして、積極的な立場は変わっていないと思いますけれども、しかしながら市のほう、公共施設のほうではそういうコーナーを設けないということでございました。これは、どこに原因があって設置しないという見解に今至っているのでしょうか。もし課題があって解決できるようなものであれば、していただきたいと思うんですが。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今現在は、市ホームページ等でその掲載をさせていただいているという段階でよしとしているという段階でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ただ、近隣市町では、まだそういった署名コーナーを置かれている市がないものですから、なかなかやりづらいという部分はあるかもしれませんが、市長は平和に対して積極的な立場をとられているということで、ぜひこの弥富市から大きな一歩を踏み出していきたいと思っておりますので、また引き続いてこの音頭をとっていただくことをお願いします。

では続きまして、保育所の育休退所について質問させていただきます。

件名のほうは、保育所の2児などの産・育休等の対応についてと書いておりましたが、とりあえず産休のほうは該当しないですし、一番わかりやすい言葉といたら育休退所なのかなあとしますので、それに變更させていただきたいと思います。

現在、弥富市では、第1児などが3歳未満で保育所に預けている状態で新しい第2児が生まれます。そうすると、お母さん方は、もちろん産休にも入りますけれども、その後に育休をとることがございます。その育休に入ると、実は第1児、前の子供も保育所から一旦退所しなくてはならない、そういう状況に置かれています。

恥ずかしながら私も少し前までは、まさかそんなことになっているとは思わず、正直驚きました。子育てするなら弥富市でと言っている弥富市なら、当然のごとく継続しているだろうと思込んでいたからです。

これは、保育所に入所するときに、保護者の方には説明をしているのでしょうか。それとも、またパンフレット等書いてあるのでしょうか。まずこれをお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、育休退所について御説明をさせていただきますと思います。

まず、保育所に入るには保育に必要な条件がございます。この条件に合わない方については、保育所に入らせていただくことはできないという条件がございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、保育所に預けている子供が急に追い出されるわけでございますけれども、そこに条件と合わないとおっしゃいましたけど、もう一度、条件に合わない理由は何でしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市では年度当初、待機児童はございませんが、年度の途中において入所の希望が多く、保育士の確保ができない場合は、入所の要望に応えられず、待機児童が出る場合がございます。

育児休業をとられる保護者は、復職を前提として育児休業を多くの方が1年から3年の範囲でとられます。本市では、母親が下の子を出産後に保護者が育児休業を取得された場合、保育所に通っている上の子、本市ではゼロ歳児から2歳児に限りますけれども、原則として御家庭で子育てをしていただくことをお願いし、仕事に復職される方や弥富市に転入された方など、保育所を真に必要とする方に御利用いただけるようにするため、国の方針の範囲内で育休退所をお願いしております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、この育休退所に対しては、保護者の方に入るときにあらかじめ説明してあるのでしょうか。それとも、パンフレットに書いてあったりするのでしょうか。それがしてあるかどうか、まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育所に入れる条件としてお示しをさせていただいておりますけれども、育休退所がその方に当てはまるかどうか分からない状況の中においては、そういうことの御説明をしておるわけではございません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしましたら、いきなり第2児が生まれたからといって、じゃあ産休に入ります。そして育休になったとき、第1児の子供が一旦保育所から退所してもらわなければなりませんという形で、急に保護者の方もびっくりされるケースがあると思うんですが、そういったケースはないんですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 確かに保護者の方に御迷惑をおかけすることがあるかと思っておりますけれども、子供はそんな急に、あしたから生まれたというわけではございません。お母様がお子さんができたという段階においてきちんと御説明をし、理解をさせていただくように努めております。

議員のお言葉ではございますけれども、どうしても仕事に復職をされなければならない方がお見えになります。また、弥富市に転入をされて、どうしても保育園に預けないと職が継続できないというせっぱ詰まった状況の方がお見えになります。その方と家で自分が見られる方と比べたときに、どちらを保育所に優先的にお預けするほうが市民のためだろうという中において、国の示された範囲内で育休退所をお願いしております。もちろん、保護者の方が御病気であったり、生まれてきたお子様が何か問題を抱えてみえる場合において、そのようなことをしているわけではございませんけれども、そのようなことは確かにございます。

これは待機児童対策でありまして、私ども弥富市が全ての皆様をお預かりする条件が整っておれば、もちろんそのようなことはしておりません。そこは所沢市とは全然違います。これも御理解いただきたいと思っております。名古屋市等々で認可外の保育所があったり民間の保育所がたくさんある場所においては、多少事情も違ってくることがあるかと思っております。

ただ、私どもとしましては、以前に炭竈議員、三浦議員からもこのような御要望もいただいております。この育休退所を解決するためには、施設の面、それから職員の体制の確立が必要であります。私どもとしましては、そういうことが可能になれば、育休退所はやめて、お預かりをさせていただくという方針は持っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先にちょっと出てしまったんですが。実はこの育休退所問題は、埼玉県の所沢市で2014年度から2015年度の間、行政訴訟となっております。大きな問題となっていました。埼玉地裁では、退園の執行停止を認める決定をしているわけでございます。所沢市の対応は、それはちょっと今受け入れかねるということで、今の状況になっているわけ

でございますけれども。

幼児の生活リズムにおいても、せっかくなじんだところで保育所に行けなくなる環境といましては、子供を主体として考えられていないものとなりますし、また同じ保育所に戻る保障もないわけでございます。なれていない保育所に行くのは、朝は刻々と迫る出勤時間に焦りながら、子供の機嫌をとりながら支度させ出かけさせる。保育所に送っていく保護者の方は本当に大変だと思っています。せっかくなれたのに一旦退所しろ、そうした悲鳴が聞こえてくるわけでございます。

また、そういった不安から子供を産み控える傾向もあるようで、2014年度厚生労働省の人口動態統計によると、第2子の出産が前年に比べ1万4,703人も急激に減っているということで統計が出ております。少子化が問題となる中で、このような制度の壁によって産み控えるようなことがあっては私はないと思っています。

子ども・子育て支援制度では、保育所の利用は「保育に欠ける」子供から、「保育が必要」な子供へに変更しているわけでございます。保育が必要の解釈は自治体によっていろいろありますけれども、私はそういった環境にある子供は保育が必要であると解釈しております。先ほど待機のために、こうした状況だと受け入れかねるということでございましたけれども、私はこれは保育が必要な人からしたら隠れ待機と言えるんじゃないかと思います。見かけだけ待機児童がなくなっても、隠れていたら意味がないと思うんですね。弥富市は、こういう人たちが保育が必要と捉えてやっていただきたいと思っていますが、保育が必要でないということでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 弥富市が国の指針と違ったやり方をしているわけでは決してありません。保育を必要とするかどうかという議員の判断もあるでしょうけれども、国の指針から申し上げれば、家で見られる状況にあるお子様は保育の必要がないということでございます。

ただし、自治体の状況によってそういう方を受け入れられる状況が整っておれば、それは受け入れてあげるべきだということに関して否定するものではございません。私ども弥富市におきましても、環境を整えば受け入れるということでも申し上げております。

昨年に比べて私どもは保育士を7名増員させていただきました。また、臨時職員の賃金も10%ほど上げさせていただきました。保育士の確保に努めております。そうした環境がなければ、定員を超えた子供さんを受け入れることができない状況を御理解いただきたいと思っております。

先ほど第2子を諦めるのかということがございましたけれども、私ども弥富市においては、復職をされる方をお断りした事例はないというふうに思っております。もしそのような状況

がありましたら、教えていただきたいと思っております。

一度退所はしていただきますけれども、安心して保育所に戻っていただける環境は整えてございます。ですから、保護者の方にとりましては大変申しわけない部分がございますが、育休中に関しては自宅で見られない方にお譲りをいただき、順繰りになりますけれども、その方が復帰されるときには私どもは全力を持ってお預かりさせていただき、保育をさせていただきます。こういうことによって反対に第2子を諦めるとか、仕事の復帰を諦めるとか、そういうことがないように努めております。

繰り返しになりますけれども、この育休退所におきましては環境を整えば検討してまいるといことは申し上げておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 戻れるとか戻れないで私は言っているわけではなくて、一旦退所させられることの不安によって産み控える、要するに年度をあえてずらしていく、こういう方も見えるということをおきたいし、またそうして一旦退所させられる子供においては、隠れている待機児童だと言いかえることができる私は感じておりますので、その辺に対しての問題意識を持っていただきたいということでございます。

また、保育所に再び復帰できるという話がありましたけれども、これというのは以前通えた保育所に確実に戻ることはできるんですか。それとも別の保育所になったりするんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 待機児童の捉え方の視点が違っておりますので、この議論は避けたいと思っておりますけれども、確実に戻れるかどうかということに関しては、私どもは基本的に戻すように最優先の事項としてさせていただいておりますので、その辺のところについては御理解がいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 育休復帰のときには2人同時に同じ保育所に預けられなくてはなりませんけれども、しかも育休復帰のタイミングですから、これこそ途中入所になっていく可能性が高いと思うんですけれども、そういう場合において円滑に本当に入所できているのかが不安なんです、その辺はいかがですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 先ほど育休の制度について申し上げましたけれども、例えば3年間育休をとられる方においては、3年間の枠をその方はとられるわけでございます。そうしたときにおいて、育休から仕事に復帰される方がお見えになれば、どちらが優先順位が高いかということをお考えいただきたいと思っておりますし、その方が復帰されるとき

には、復帰は前もってわかっておりますので、前年からわかっております。ですから、私どもはその枠をあけております。そういう中において、弥富市が保障するとか確実かということについてはなかなか申し上げにくいところではございますけれども、そのような配慮をきちんとさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 最優先で復帰の確保、しかも枠をあけていくということで対応しているということでございましたので、それは引き続いて御努力いただきたいと思っておりますが、先ほど待機児童の観点と言いましたけれども、私は別に待機児童と呼んでいるわけではないですが、隠れている待機児童ということです。隠れ待機という問題は今大きな問題となっておりますが、そこを数だけで判断していくわけではないと。保育が必要な方に対して、その状況を整えていく。弥富市のほうでも別に環境を整えば受け入れていくとしておりますけれども、ぜひそうした形で環境を整える努力も、もう一つ踏み込んで頑張っていくしかないのかなあと思っております。

また、名古屋市のほうでは、保育園に通う子供は、保育園を中心に生活を組み立てているわけだから、利用希望があるなら受け皿を用意するのが行政のあり方だと担当者が言っておるわけでございます。私はそのとおりだと思うんです。だからこそ、条件を整えていく努力を引き続き頑張っていくしかないと思うんです。

あと、子供ができることというのは心から喜ぶべきことなのに、そうした不安があるために喜びたくても喜べない、制度が壁となって産み控えるような、それこそ計画性ですよ。市も計画しているとおりに、お父さん、お母さんにとっても子供のことも計画していかなきゃならないということなんですよ。ところが、3年たったから、今なら保育所を退所させなくても済むから、じゃあつくろうかということではないと思うんですよ。だから、そういううちうちよする壁は少しでも解消していくほうがいいかなあと思いますので、子育てするなら弥富市と言うなら、ぜひ子供に対して優しい弥富市であってほしいと思います。

これをずっと続けていても多分平行線にはなると思うんですが。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、保育所のさまざまな課題については、今までも那須議員と質問、答弁を繰り返してきているわけでございますが、もう少し、小異を捨てろとは言いませんけれども、いわゆる総論、大義についてしっかりと議論しようではありませんか。大同についていただいて、弥富市の保育所をどうしていくんだということをもっと議論していただきたい。

私たちは少なくとも待機児童をなくしていきたい、あるいはゼロ歳児から2歳児までという乳児に対しても、しっかりと受けとめていくように努力もしてまいりました。そういう状

況の中において、数々の改善をしてきたつもりでございます。そして、2子ができた、3子ができたというような状況においても、我々の今保育所の運営についてはさまざまな規定もあるわけですね。そういうことも遵守していただきながら、弥富市全体の子供たちをしっかりと育ていきたいと。もう少し大同についての議論をしようじゃありませんか。ここがだめだから、ここがだめだからということは捨てよとは言いません。それは我々の課題としてしっかりと受けとめておきますけれども、もう少し大同について、弥富市の保育所がこうあるべきではないかと、あるいは保護者に対しての考え方、そういうことを受けながらどうしていくんだということについて、もう少し検討を加えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 大同と言うならば、保育が必要なことであれば、これは行政のあり方として、それが私は大同だと思っています。本来あるべきのやり方でございますので、その辺については整えていくと、環境を整えていく方向を目指していく、これは一緒に目指していくことでございますので、そこは市長にもしっかりと認識していただきたいところだと思います。

今、この場で議論しても、答えは出ないだろうと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきましたので発言させていただきますけれども、しっかりとした大同についての保育所運営をやっているじゃないですか、弥富市。それをもう少し理解していただきたいということを申し上げているんですよ。そして、個々のことについては検討を加え、課題という形の中で次のステップの中でどうしていくということについては課題として持ち、それを解決していくという努力もしますよ。これがだめだからこうしなさい、これがだめだからこうしなさいという非常に短期的なことをおっしゃる。ぜひお願いいたします。一緒になって弥富市の保育所運営についてお力添えをいただきたいと思いますし、ふだんの議論の中でも所管のところでは話し合いをしていただければ結構だと思いますので、私もこんな議場で大きな声を上げることもどうかと思いますので、ぜひ冷静になって、大同についての保育所運営に御協力いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 別に私も弥富市の保育所運営がサボっているとか、そういうことは申し上げておりません。力強く頑張っていただいていると思っておりますが、さらなる改善をということでお願いしているわけでございます。そこを現状がそうだからといって諦めるわけではない、改善策として、その改善の方法を探っていくのが本来の役割だと思っています。

では続きまして、次の話題に入りますが、LINEでの広報について質問させていただきます。

前回の6月議会での質問は、市のPRのために、きんちゃんのLINEスタンプをつくっていくということで質問させていただきまして、前向きな回答をいただきました。そこで、その続編として、このLINEはまだまだ有効活用できる要素があると思います。LINEを使っている方はよく御存じだと思っておりますけれども、スタンプなどをとったりすると、それと同時に連動アプリなどに参加して、そのお知らせや宣伝広告などを受け取ったりすることができます。もちろん、拒否設定とかもできますけれども。ただ、そういった広告によって、物すごい宣伝効果があるのではないかと考えています。最近では、ビジネスツールとしても、このLINEは使われておりますし、今、学校のほうでも、このLINEを使って連絡等をしていると思われまふ。特に若い世代や忙しい人にとっては、紙ベースの広報などはなかなか読む機会が減っておりますけれども、そうした人たちにおいても、こうしたLINEでお知らせできれば、バスや電車などの移動中や仕事の合間などでも読むことができます。また、ホームページやフェイスブックはございますけれども、それよりも入りやすく利用者も多いので、より手軽に情報を手に入れることができると思います。

弥富市の広報は実によくできていると私は思っておりますけれども、お役立ち情報等がいっぱい載っておりますが、しかし読まれなければ当然ながらその情報というのは市民に届きません。弥富市の行事のお知らせであったり、最近では例えばヒアリの注意喚起であったり、防災情報であったり、有効な制度のお知らせであったり、そうした情報を発信して、より多くの市民が必要な情報を得られ、また逆に市民じゃない、また市外の人も含めて、弥富市を知ってもらった上で弥富の魅力を知ってもらうことができるならば、もしかしたら弥富市ってこういうまちなんだと、ちょっと興味を持って住んでいただける方がふえるかもしれません。ぜひ、きんちゃんスタンプ同様、弥富市お役立ち情報、勝手に命名すると「きんちゃんLINE情報」をLINEで流せるようにしてはいかかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤秘書企画課長。

○秘書企画課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

LINEは、無料でインターネット電話や文字を使用した会話形式でコミュニケーションを行うことができるスマートフォンやパソコン等向けのアプリケーションでございます。国内のみならず世界中で多くの方で利用され、情報発信媒体としましては大変有効なツールとして考えております。

LINEを使用した情報発信につきましては、海部地区の市町村ではまだ導入実績はありませんが、愛知県を初めとし、名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市等で導入されております。しかし、県内でもまだ少数の自治体にとどまっております。

現在、弥富市は、市ホームページ、ツイッターにて情報の発信を行っており、今後はユー

チューブ、フェイスブック等を初めとする情報発信ツールを導入し、市民サービスにつなげていきたいと考えております。

御質問のLINEにつきましても、その情報発信ツールの一つとして考えており、担当であります秘書企画課秘書広報グループの体制を充実させ、他市町村の動向を見きわめ、広報紙やホームページ等での情報発信の充実に加え、引き続き多くの方に情報を発信していけるよう、導入すべき情報発信ツールの優先順位を考え調整してまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） LINEのほうも考えていくということでございますが、他市を見きわめということでした。

ユーチューブやフェイスブック等と違うところは、こちらから発信することができるのが、このLINEの大きな力だと思っています。ユーチューブとか、どうしてもフェイスブックとかは私たちから入らないといけない。結局、LINEのほうに送ってもリンク先に入らなければ意味がないんですが、ただお知らせがぽつと届くことによって、そうしたことを興味を持って入ってくれる方がふえるのではないかということなので、そういった観点も含めてぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

より多くの市民がより情報を得やすく、より弥富市を知ってもらえるように期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり

